

令和 6 年度版  
(2024年度版)

名古屋市児童相談所  
事業概要

中央  
名古屋市 西部 児童相談所  
東部



## 目 次

### 名古屋市の児童相談所について

1 沿革	1
2 所在地及び管轄区域	3
3 事業内容一覧	4
4 施設の規模及び組織図	5
5 事務分掌	6

### 児童相談所の業務について

6 児童相談所の業務概要	
1 相談の種別と内容	9
2 相談援助活動の流れ	10
3 援助の種類と内容	11
7 相談状況	
1 名古屋市的人口	12
2 相談実績	13
3 相談種別ごとの相談実績	19
(1)養護相談	19
(2)非行相談	20
(3)育成相談	21
(4)障害相談	22
(5)虐待相談（受付）	24
(6)虐待相談（対応）	31
8 一時保護の状況	
(1)一時保護所	38
(2)委託一時保護	39
(3)1人あたりの平均日数及び1日あたりの平均人数	40
(4)1人あたりの平均日数及び1日あたりの平均人数の推移	40
9 児童虐待に対する司法的対応	
1 児童虐待に対する司法的対応等の推移	41
(1)施設入所承認請求	41
(2)出頭要求	41
(3)立入調査	41
(4)警察への援助要請	41
10 家庭裁判所送致	
1 家庭裁判所送致の推移	42
(1)家庭裁判所からの送致	42
(2)児童相談所から家庭裁判所への送致	42

11	措置の状況	
1	措置の状況	43
(1)	施設措置の状況	43
(2)	児童養護施設等措置児童（中学生）の進路状況	44
(3)	児童養護施設等措置児童（高校生）の進路状況	44
2	里親委託の状況	45
(1)	登録里親数の推移	45
(2)	里親委託児童数の推移	45
(3)	里親委託児童数の詳細	46
(4)	里親等委託率の推移	46
12	各種事業及び体制強化	
1	虐待に関する事業	47
(1)	市民啓発	47
(2)	電話相談事業（なごやっ子SOS）	47
(3)	SNS相談事業（親子のための相談LINE）	47
(4)	Eメールによる相談受付事業	48
(5)	なごやこどもサポート連絡会議（市及び各区）	48
(6)	施設内グループ指導	49
2	児童・家庭への支援	49
(1)	ひきこもり・不登校児童支援事業	49
(2)	家庭訪問支援事業	52
(3)	愛知BBS会	53
(4)	家庭復帰支援事業	53
(5)	児童虐待再発防止のための保護者支援事業	54
3	児童相談所における体制強化	54
(1)	児童の安全確保を最優先とした体制強化	54
(2)	警察との連携	54
(3)	弁護士の配置	55
(4)	児童福祉専門員	55
(5)	児童虐待対応員の配置	55

# 1

# 沿革

- 昭和31年 6月 地方自治法の一部改正（大都市に関する特例の追加）により児童福祉に関する事務等が愛知県から名古屋市に移譲される。
- 昭和31年 11月 名古屋市立保育短期大学（昭和区白金町）内に、「名古屋市児童相談所」を設置（1日）  
所長[部長級]以下4係（庶務係、相談係、診断指導係、保護係）体制
- 昭和32年 12月 新庁舎（昭和区下構町）に移転（一時保護所を中区王子町から移転）
- 昭和42年 4月 「措置係」を新設
- 昭和45年 4月 児童福祉センター第1期工事着工（昭和区川名山町 国立八事療養所跡地）
- 昭和46年 3月 児童相談所本館、付設一時保護所を含む第1期工事完了
- 昭和46年 5月 「名古屋市児童福祉センター」開所（1日）  
児童相談所は、児童福祉センターの組織内に入る
- 昭和48年 8月 児童相談所内機構改革（24日）  
「相談課」（新設）一相談係、措置係、診断指導係、保護係、「心身障害係」（新設）
- 昭和60年 9月 相談課相談係にて在宅指導班設置（26日）
- 平成 4年 4月 ひきこもり・不登校児童対策事業開始
- 平成 9年 4月 児童福祉専門員配置  
5月 児童虐待電話相談事業開始
- 平成10年 4月 相談課の機構改革（1日） 措置係、相談係、診断指導係の事務分掌を見直し、相談係、指導係、判定指導係に再編
- 平成12年 4月 児童虐待対応協力員配置
- 平成13年 4月 相談課に虐待対応「主査」を配置
- 平成14年 4月 相談課に児童虐待防止班を設置  
児童相談協力員（2名）配置
- 平成16年 4月 児童虐待対応協力員1名→2名配置  
里親支援員（1名）配置
- 平成17年 3月 一時保護所を敷地内移転改築  
4月 相談課に主幹（児童虐待対策担当）配置
- 平成20年 4月 里親委託推進員（1名）配置
- 平成22年 5月 児童福祉センター新庁舎（昭和区折戸町）に移転（6日）。同時に中川区小城町に  
「西部児童相談所」を新設。同日、機構改革。  
「相談課」相談係→相談調整係  
指導係→相談援助第1係、相談援助第2係、相談援助第3係  
判定指導係→判定援助係
- 平成23年 4月 中央、西部児童相談所に主査（児童虐待対策に係る連絡調整）配置（愛知県警察官併任）
- 平成24年 4月 中央児童相談所長を専任化し、児童福祉センター所長の兼務を解く  
虐待緊急介入班として主幹1名、主査1名、主事1名、嘱託職員2名を各児童相談所に配置
- 平成25年 4月 中央児童相談所から区に兼務職員（北区・緑区・名東区に各1名）を配置  
西部児童相談所から区に兼務職員（中川区・南区に各1名）を配置  
家庭復帰支援員（2名）、児童相談対応協力員（3名）配置
- 平成26年 4月 中央児童相談所から区に兼務職員（守山区・天白区に各1名）を配置  
西部児童相談所から区に兼務職員（港区に1名）を配置

- 平成27年 4月 中央児童相談所相談課虐待緊急介入班の「主幹」に弁護士（特定任期付職員）を配置  
中央児童相談所相談課、西部児童相談所に「主査（家庭復帰・里親支援担当）」を配置  
中央児童相談所から区に兼務職員（中区に1名）を配置  
西部児童相談所から区に兼務職員（西区に1名）を配置
- 平成28年 4月 中央児童相談所相談課相談援助係に第4係を増設  
中央児童相談所から区に兼務職員（千種区・東区・瑞穂区に各1名）を配置  
西部児童相談所相談援助係に第3係を増設  
西部児童相談所から区に兼務職員（中村区に1名）を配置  
西部児童相談所緊急介入班の「主幹」に弁護士（特定任期付職員）を配置
- 平成29年 4月 中央児童相談所相談課に児童相談所に係る企画調整担当として主幹1名、主査1名、  
主事2名を配置  
中央児童相談所から区に兼務職員（昭和区に1名）を配置  
西部児童相談所から区に兼務職員（熱田区に1名）を配置
- 平成30年 4月 中央児童相談所から区支所に兼務職員（北区楠支所、緑区徳重支所に各1名）を配置  
西部児童相談所から区支所に兼務職員（中川区富田支所、港区南陽支所に各1名）を配置  
緊急介入班主幹を、主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）として組織改正  
緊急介入班を初期対応班と合わせて、「緊急介入・初期対応班」として再編  
5月 緑区鳴海町に「東部児童相談所」を新設  
中央・西部児童相談所の相談援助係を1係ずつ東部児童相談所に異動させる組織改正を行う  
東部児童相談所主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）として弁護士（特定任期付職員）  
を配置
- 平成31年 4月 中央児童相談所から区支所に兼務職員（守山区志段味支所に1名）を配置  
西部児童相談所から区支所に兼務職員（西区山田支所に1名）を配置  
児童虐待対策に係る連絡調整主査（愛知県警察官）を1名とし中央児童相談所配置に改め、  
さらに各児童相談所に警察連絡調整員（愛知県警察官OB）を1名ずつ配置
- 令和3年 4月 学校教育との連携主幹（教育委員会（本務）との併任）1名を中央児童相談所へ配置し、  
③児相に配置されている緊急介入・児童虐待に係る相談援助等主査を教員から行政職へ巻き替え  
障害児に係る相談援助等主査（主事1を巻き替え）1名を中央児童相談所へ配置
- 令和5年 4月 中央児童相談所から区に兼務職員（千種区・守山区・名東区に各1名→各2名）配置  
西部児童相談所から区に兼務職員（中川区・港区に各1名→各2名）配置  
東部児童相談所から区に兼務職員（南区に1名→各2名）配置
- 令和6年 4月 中央児童相談所から区に兼務職員（中区・北区に各1名→各2名）配置  
西部児童相談所から区に兼務職員（中村区・富田支所に各1名→各2名）配置  
東部児童相談所から区に兼務職員（天白区・緑区に1名→各2名）配置
- 令和7年 4月 中央児童相談所から区に兼務職員（昭和区に1名→2名）配置  
東部児童相談所から区に兼務職員（徳重支所に1名→2名）配置

## 2

## 所在地及び管轄区域

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	東部児童相談所
所在地	昭和区折戸町4丁目16番地	中川区小城町1丁目1番地の20	緑区鳴海町字小森48番地の5
電話番号	(052)757-6111	(052)365-3231	(052)899-4630
FAX番号	(052)757-6122	(052)365-3281	(052)896-4717
最寄り駅	地下鉄：鶴舞線 川名駅	あおなみ線：南荒子駅	地下鉄：桜通線 野並駅
設置年月日	昭和31年11月1日	平成22年5月6日	平成30年5月7日
所管区域	千種・東・北・中・昭和・守山・名東	西・中村・熱田・中川・港	瑞穂・南・緑・天白



## 3

## 事業内容一覧

		各 事 業 部 門		管理部門
		設立の趣旨及び目的	運 営 等	
中央児童相談所	相談課	児童福祉法第12条により設置された児童相談所の業務を行っている。管轄区域は名古屋市中央、北東部（千種、東、北、中、昭和、守山、名東）の7区で、児童（18歳未満）に関するあらゆる相談に応じ、当該児童及びその家族について必要な調査及び判定（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定）並びに必要な指導を行う。  (事業開始 昭和31年11月)	児童福祉法上児童相談所長のとるべき職務及び市長からの委任事務（施設入所措置等）を処理している。  児童福祉司を相談援助係に配置し、子どものあらゆる相談に応じている。	児童福祉センター管理課 児童相談所に係る企画調整担当
		児童福祉法第12条の4により設置。子どもに必要な一時保護を行うとともに、その生活観察を行う。  児童定数 25	子どもの一時保護に際しては 1 情緒の安定と健康な身体の維持・増進 2 社会性の養成 3 子どもの発達段階に応じた生活指導 を基本指導理念として、保護・観察・指導を行っている。  夜間は、指導員1、保育士1、夜勤嘱託1による夜勤体制をとっている。	
西部・東部児童相談所	相談調整、相談援助	児童福祉法第12条により設置された児童相談所の業務を行っている。管轄区域は西部児童相談所の南西部（西・中村・熱田・中川・港）の5区、東部児童相談所は南東部（瑞穂・南・緑・天白）の4区で、児童（18歳未満）に関するあらゆる相談に応じ、当該児童及びその家族について必要な調査及び判定（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定）並びに必要な指導を行う。  (事業開始 昭和31年11月)	児童福祉法上児童相談所長のとるべき職務及び市長からの委任事務（施設入所措置等）を処理している。  児童福祉司を相談援助係に配置し、子どものあらゆる相談に応じている。	事務管理
		児童福祉法第12条の4により設置。子どもに必要な一時保護を行うとともに、その生活観察を行う。  児童定数 各25	子どもの一時保護に際しては 1 情緒の安定と健康な身体の維持・増進 2 社会性の養成 3 子どもの発達段階に応じた生活指導 を基本指導理念として、保護・観察・指導を行っている。  夜間は、指導員1、保育士1、夜勤嘱託1による夜勤体制をとっている。	

## 4

## 施設の規模及び組織図

R6.4.1 現在定員

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	東部児童相談所
所在地	昭和区折戸町4丁目16番地	中川区小山町1丁目1番地の20	緑区鳴海町字小森48番地の5
電話番号	(052)757-6111	(052)365-3231	(052)899-4630
FAX番号	(052)757-6122	(052)365-3281	(052)896-4717
最寄り駅	地下鉄：鶴舞線 川名駅	あおなみ線：南荒子駅	地下鉄：桜通線 野並駅
設置年月日	昭和31年11月1日（移転平成22年5月6日）	平成22年5月6日	平成30年5月7日
所管区域	千種・東・北・中・昭和・守山・名東	西・中村・熱田・中川・港	瑞穂・南・緑・天白
構 造	鉄筋RC造3階建	鉄筋RC造3階建	鉄筋RC造2階建
敷地面積	3049.06 m <sup>2</sup>	1387.29 m <sup>2</sup>	2460.01 m <sup>2</sup>
建物延べ面積	10095.26 m <sup>2</sup>	1998.93 m <sup>2</sup>	1598.76 m <sup>2</sup>
（保護所）	817.36 m <sup>2</sup>	641.43 m <sup>2</sup>	862.32 m <sup>2</sup>
機構			
常勤職員	110名 (うち2名併任職員)	常勤職員	80名
会計年度	43名	会計年度	31名
計	153名	計	111名
(注) ( ) 内は、会計年度任用職員			
常勤職員	73名	常勤職員	31名
会計年度	31名	会計年度	104名

# 5

# 事務分掌

<中央児童相談所>

【課長補佐（相談調整）】

- ① 中央児童相談所の庶務及び経理
- ② 中央児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画
- ③ 児童の相談・通告・送致等の受付
- ④ 相談業務に係る関係機関との連絡
- ⑤ 同居児童の届出の受理
- ⑥ 児童記録票及び関係書類の管理
- ⑦ 他係の主管に属しないこと

【課長補佐（相談援助）】

- ① 係所管区域（所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう。）内の児童及び家族の調査及び指導（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ② 児童福祉施設への入所その他児童の措置（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ③ 措置等に係る関係機関との連携（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ④ 一時保護の決定（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ⑤ 里親委託
- ⑥ 児童の家庭療育の普及
- ⑦ 児童の相談業務に係る関係機関との連絡

【課長補佐（家庭復帰・里親支援）】

- ① 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること
- ② 中央児童相談所長の指定する里親に対する支援に関すること

【課長補佐（判定援助）】

- ① 児童の心理学的判定（中央療育センター療育相談係の主管に属するものを除く。）
- ② 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療（中央療育センター療育相談係の主管に属するものを除く。）
- ③ 児童及び家族の調査及び指導
- ④ 児童福祉施設への入所その他児童の措置
- ⑤ 措置等に係る関係機関との連携
- ⑥ 一時保護の決定

【課長補佐（医学的指導）】

- ① 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する医学的指導等

【課長補佐（一時保護）】

- ① 児童の一時保護
- ② 一保護児童の生活観察及び生活指導
- ③ 一保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分

【担当課長、課長補佐(児童相談所に係る企画調整)】

- ① 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画
- ② 組織定員事務
- ③ 予算、決算事務

【課長補佐（児童相談所等に係る人材育成）】

- ① 児童相談所等における研修プログラム開発
- ② 児童虐待の予防及び防止に係る研修の企画及び実施

【担当課長、課長補佐

（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）】

- ① 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保
- ② 児童虐待の防止及び対策
- ③ 中央児童相談所長の指定する相談業務

【課長補佐（児童虐待対策に係る連絡調整）】

<併任>

- ① 児童虐待の防止及び対策に係る連絡調整
- ② 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助

【担当課長(法務・相談業務に係る特命事項の処理)】

- ① 相談業務に係る法務
- ② 中央児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理

【課長補佐（障害児に係る虐待相談等）】

- ① 障害児の一時保護、措置等に係る連絡調整に関すること
- ② 中央児童相談所長の指定する障害児の相談業務に関すること

【担当課長（学校教育との連携）】<併任>

- ① 児童相談所に係る学校教育との連携に関すること

## 〈西部児童相談所〉

### 【所長補佐（事務管理）】

- ① 西部児童相談所の庶務及び経理
- ② 西部児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画
- ③ 施設及び敷地の管理③
- ④ 入所者の給食に関すること
- ⑤ 児童の相談・通告・送致等の受付
- ⑥ 相談業務に係る関係機関との連絡
- ⑦ 同居児童の届出の受理
- ⑧ 児童記録票及び関係書類の管理
- ⑨ 他係の主管に属しないこと

### 【所長補佐（相談援助）】

- ① 係所管区域（所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう。）内の児童及び家族の調査及び指導（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ② 児童福祉施設への入所その他児童の措置（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ③ 措置等に係る関係機関との連携（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ④ 一時保護の決定（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ⑤ 里親委託
- ⑥ 児童の家庭療育の普及
- ⑦ 児童の相談業務に係る関係機関との連絡

### 【所長補佐（家庭復帰・里親支援）】

- ① 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること
- ② 西部児童相談所長の指定する里親に対する支援に関すること

### 【所長補佐（判定援助）】

- ① 児童の心理学的判定
- ② 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療
- ③ 児童及び家族の調査及び指導
- ④ 児童福祉施設への入所その他児童の措置
- ⑤ 措置等に係る関係機関との連携
- ⑥ 一時保護の決定

### 【所長補佐（一時保護）】

- ① 児童の一時保護
- ② 一時保護児童の生活観察及び生活指導
- ③ 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分

### 【担当課長、所長補佐

（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）】

- ① 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他西部児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保
- ② 児童虐待の防止及び対策
- ③ 西部児童相談所長の指定する相談業務

### 【担当課長(法務・相談業務に係る特命事項の処理)】

- ① 相談業務に係る法務
- ② 西部児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理

### 【所長補佐（相談調整）】

- ① 児童の相談・通告・送致等の受付
- ② 相談業務に係る関係機関との連絡
- ③ 同居児童の届出の受理
- ④ 児童記録票及び関係書類の管理
- ⑤ 西部児童相談所長の指定する相談所の統計に關すること

## 〈東部児童相談所〉

### 【所長補佐（事務管理）】

- ① 東部児童相談所の庶務及び経理
- ② 東部児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画
- ③ 施設及び敷地の管理
- ④ 入所者の給食に関すること
- ⑤ 児童の相談・通告・送致等の受付
- ⑥ 相談業務に係る関係機関との連絡
- ⑦ 同居児童の届出の受理
- ⑧ 児童記録票及び関係書類の管理
- ⑨ 他係の主管に属しないこと

### 【所長補佐（相談援助）】

- ① 係所管区域（所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう。）内の児童及び家族の調査及び指導（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ② 児童福祉施設への入所その他児童の措置（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ③ 措置等に係る関係機関との連携（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ④ 一時保護の決定（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ⑤ 里親委託
- ⑥ 児童の家庭療育の普及
- ⑦ 児童の相談業務に係る関係機関との連絡

### 【所長補佐（家庭復帰・里親支援）】

- ① 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること
- ② 東部児童相談所長の指定する里親に対する支援に関すること

### 【所長補佐（判定援助）】

- ① 児童の心理学的判定
- ② 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療
- ③ 児童及び家族の調査及び指導
- ④ 児童福祉施設への入所その他児童の措置
- ⑤ 措置等に係る関係機関との連携
- ⑥ 一時保護の決定

### 【所長補佐（一時保護）】

- ① 児童の一時保護
- ② 一時保護児童の生活観察及び生活指導
- ③ 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分

### 【担当課長、所長補佐】

（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）

- ① 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他東部児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保
- ② 児童虐待の防止及び対策
- ③ 東部児童相談所長の指定する相談業務

### 【担当課長(法務・相談業務に係る特命事項の処理)】

- ① 相談業務に係る法務
- ② 東部児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理

### 【所長補佐（相談調整）】

- ① 児童の相談・通告・送致等の受付
- ② 相談業務に係る関係機関との連絡
- ③ 同居児童の届出の受理
- ④ 児童記録票及び関係書類の管理
- ⑤ 東部児童相談所長の指定する相談所の統計にすること

# 6

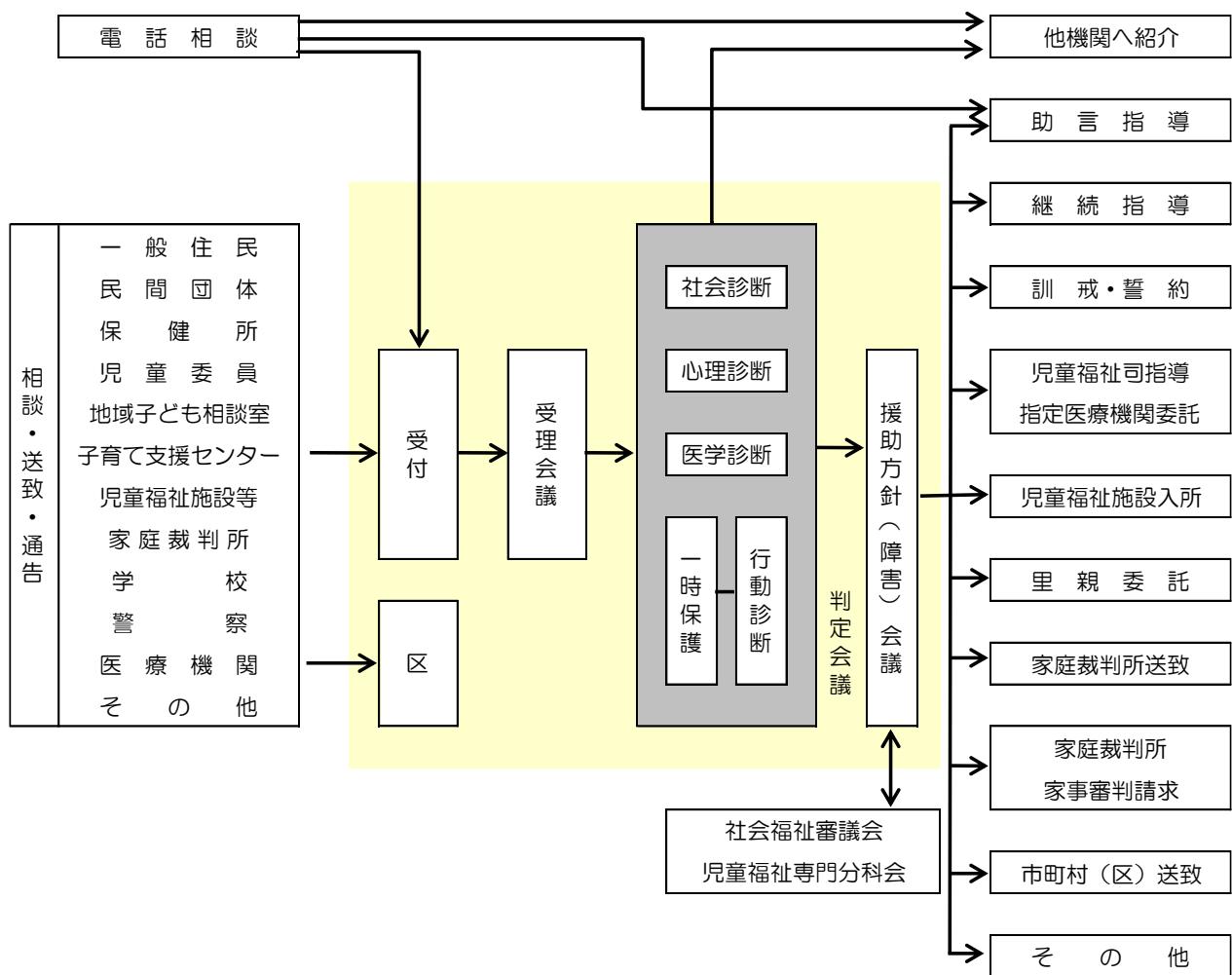
# 児童相談所の業務概要

## 1 相談の種別と内容

児童相談所（中央児童相談所・西部児童相談所・東部児童相談所）は、区との役割分担のもとで、区に対して児童家庭相談の適切な支援を行うとともに家庭その他からの相談や通告に対し、幅広い専門機関や職種との連携、司法関与の仕組みを有効に活用することにより、援助活動を迅速かつ的確に展開している。

養護相談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談		未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児ぜんそく、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	肢体不自由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。
	重症心身障害	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害	知的障害児に関する相談。
	自閉症等	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があつたと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等	触法行為があつたとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所からの送致のあった子どもに関する相談。受付時に通告はないが、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談。
育成相談	性格行動	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校	学校及び幼稚園及び保育園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行、精神疾患及び養護問題が主である場合を除く）。
	適性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

## 2 相談援助活動の流れ



### 3 援助の種類と内容

援助は、在宅指導等、児童福祉施設入所措置等とその他に分けられ、原則として援助方針(障害)会議により決定される。

在 宅 指 導 等	措 置 に よ ら な い 指 導  措 置 に よ る 指 導	助 言 指 導	1回または数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対する指導をいう。
		継 続 指 導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的なソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
		他 機 関 あ っ せ ん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、子どもや保護者等の意向を確認のうえ当該機関をあっせんすることをいう。
		児 童 福 祉 司 指 導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する場合に、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは、必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行うことをいう。
		児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家庭間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースの指導を委託する。
		児 童 家 庭 支 援 セン タ ー 指 導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースの指導を委託する。
		知 的 障 害 者 福 祉 司 社会 福 祉 主 事 指 導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
		障 害 児 相 談 支 援 事 業 を 行 う 者 の 指 導	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。
訓 戒 、 誓 約 措 置		子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止できる見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。	
里 親		家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。	
小規模住居型児童養育事業を行う者への委託 (ファミリーホーム)		家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細やかな養育を行い、子ども間の相互作用を生かしつつ、子どもの自主性を尊重した養育を行う。	
児童福祉施設入所措置 指定医療機関委託		家庭での子どもの養育が困難な場合、または専門的な治療、指導等が必要な場合に、子どもの状態に応じて適切な施設を紹介し、入所させる。	
児童自立生活援助の実施 (自立援助ホーム)		義務教育を終了したもののがまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども等（小規模住居型児童養育事業、里親、児童養護施設、児童心理治療施設（※）、児童自立支援施設に措置された子ども等でその措置を解除されたものその他について、都道府県知事等がその子ども等の自立のために援助及び生活指導が必要と認めたもの）について、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。 ※児童福祉法の改正により、平成29年度に情緒障害児短期治療施設から名称変更	
市町村（区）送致		児童相談所による指導よりも、市町村による在宅支援サービスの提供等の支援及び指導等を活用した支援が適切であると考えられる事例について、児童相談所から市町村へ事案を送致する。	
福 祉 事 务 所 送 致 等		子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合や、助産・母子保護・保育の実施が必要である場合、15歳以上の子どもについて身体障害者更生援護施設や知的障害者援護施設に入所させることが適当である場合において、福祉事務所又は市町村に送致、報告又は通知する。	
家 庭 裁 判 所 送 致		触法少年及びぐるみ少年を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（児童福祉法第27条第1項第4号）。児童自立支援施設入所中等の子どもの行動自由の制限を行うまことにやむをえない事情があると認められる場合（児童福祉法第27条の3）に行う。	
家庭裁判所家事審判請求		児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（児童福祉法第28条）や親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。	

## 7

## 相談状況

## 1 名古屋市の人団

## (1) 区別の人口（人口及び児童人口）

(令和7年4月1日現在)

区 分		人 口 人	児童人口 (再掲)人
中央管轄	千種区	159,360	21,838
	東区	85,237	11,956
	北区	161,008	20,080
	中区	100,451	7,828
	昭和区	106,407	15,872
	守山区	175,473	29,139
	名東区	158,936	25,850
	小計	946,872	132,563
西部管轄	西区	148,079	19,666
	中村区	138,439	15,439
	熱田区	65,811	8,040
	中川区	215,546	29,388
	港区	140,805	18,317
	小計	708,680	90,850
東部管轄	瑞穂区	107,783	16,202
	南区	131,641	16,434
	緑区	248,781	42,722
	天白区	156,119	23,140
	小計	644,324	98,498
全市合計		2,299,876	321,911

## (2) 区別の人口（人口及び児童人口）

(令和7年4月1日現在)

区 分	中央管轄 人	西部管轄 人	東部管轄 人	全市合計 人
0歳	5,991	4,543	4,296	14,830
1歳	6,432	4,552	4,531	15,515
2歳	6,567	4,622	4,663	15,852
3歳	6,919	4,685	4,906	16,510
4歳	6,806	4,691	4,993	16,490
5歳	7,186	4,676	5,229	17,091
6歳	7,386	4,882	5,458	17,726
7歳	7,574	4,831	5,862	18,267
8歳	7,795	4,953	5,711	18,459
9歳	7,735	5,119	5,956	18,810
10歳	7,696	5,152	5,842	18,690
11歳	7,890	5,090	5,819	18,799
12歳	7,705	5,250	5,889	18,844
13歳	7,692	5,351	5,803	18,846
14歳	7,913	5,595	5,886	19,394
15歳	7,729	5,445	5,832	19,006
16歳	7,777	5,707	5,902	19,386
17歳	7,770	5,706	5,920	19,396
合計	132,563	90,850	98,498	321,911

## 2 相談実績

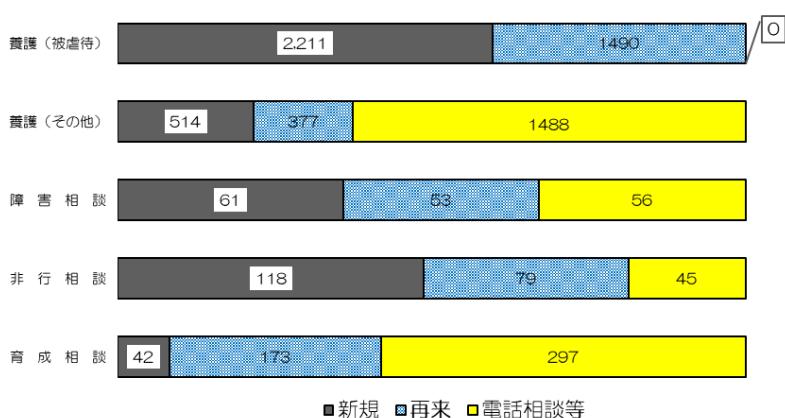
### (1) 受付件数

令和5年度の児童相談所受付件数は7,162件（前年度7,155件で7件増）となっている。養護相談は6,080件（前年度5,865件で3.7%増）となり、うち児童虐待相談は3,701件（前年度3,600件で2.8%増）だった。なお、全児童相談所の相談を新規・再来相談、電話相談等に分けて、相談の種別にそれぞれの割合を表したものが図-1である。

#### ① 主訴別受付件数

相談種別		児童相談所受付件数			
		中央	西部	東部	全児相合計
養護相談	児童虐待	1,755	1,152	794	3,701
	その他の相談	1,011	597	771	2,379
	小計	2,766	1,749	1,565	6,080
障害相談	肢体不自由	2	0	2	4
	視聴覚障害	1	0	2	3
	言語発達障害	1	1	0	2
	重症心身障害	36	23	7	66
	知的障害	21	6	32	59
	自閉症	6	10	20	36
	小計	67	40	63	170
非行相談	ぐ犯行為等	59	54	33	146
	触法行為等	34	37	25	96
	小計	93	91	58	242
育成相談	性格行動	53	74	119	246
	不登校	35	17	47	99
	適正	61	41	31	133
	しつけ	27	3	4	34
小計		176	135	201	512
保健・その他の相談		56	35	67	158
いじめ相談（再掲）		1	3	5	9
合計		3,158	2,050	1,954	7,162

図-1 新規・再来・電話相談等受付件数



## ② 経路別の受付件数

(単位：件)

区分		管轄	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計	
養護相談	児童虐待	中央	65	28	223	20	32	2	12	60	75	832	307	99	1,755	
		西部	32	13	195	12	42	0	3	29	13	651	117	45	1,152	
		東部	35	8	94	9	17	0	5	9	30	419	115	53	794	
		計	132	49	512	41	91	2	20	98	118	1,902	539	197	3,701	
	その他	中央	352	39	116	20	36	0	10	28	18	188	73	131	1,011	
		西部	190	13	88	6	51	0	14	24	2	101	35	73	597	
		東部	211	19	91	9	29	1	6	36	29	141	73	126	771	
		計	753	71	295	35	116	1	30	88	49	430	181	330	2,379	
障害相談		中央	28	0	0	0	6	0	0	12	9	8	1	3	67	
		西部	22	0	0	0	2	0	0	10	1	1	0	4	40	
		東部	34	2	2	0	5	0	1	4	6	4	1	4	63	
		計	84	2	2	0	13	0	1	26	16	13	2	11	170	
非行相談		中央	14	0	1	0	2	0	0	0	0	68	1	7	93	
		西部	13	0	0	1	1	0	0	0	0	59	10	7	91	
		東部	7	0	1	0	0	0	0	1	0	41	1	7	58	
		計	34	0	2	1	3	0	0	1	0	168	12	21	242	
育成相談		中央	102	6	1	0	0	0	0	0	0	61	2	4	0	176
		西部	60	1	6	1	1	0	0	0	5	41	12	4	4	135
		東部	97	3	3	3	2	0	0	6	24	34	20	9	201	
		計	259	10	10	4	3	0	0	11	126	48	28	13	512	
その他相談		中央	19	3	3	3	4	0	1	0	0	0	0	4	19	56
		西部	6	0	6	0	0	0	1	0	0	1	1	20	35	
		東部	9	0	8	1	3	0	0	2	0	9	1	34	67	
		計	34	3	17	4	7	0	2	2	0	10	6	73	158	
合 計		中央	580	76	344	43	80	2	23	100	163	1,098	390	259	3,158	
		西部	323	27	295	20	97	0	18	68	57	825	167	153	2,050	
		東部	393	32	199	22	56	1	12	58	89	648	211	233	1,954	
		計	1,296	135	838	85	233	3	53	226	309	2,571	768	645	7,162	

## ③ 学齢別の受付件数

(単位：件)

相談種別		管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
養護相談	児童虐待	中央	314	382	593	298	168	1,755
		西部	226	242	402	181	101	1,152
		東部	123	182	291	137	61	794
		計	663	806	1,286	616	330	3,701
	その他	中央	142	172	333	240	124	1,011
		西部	131	78	174	136	78	597
		東部	141	125	248	164	93	771
		計	414	375	755	540	295	2,379
障害相談		中央	15	12	11	5	24	67
		西部	12	5	12	5	6	40
		東部	5	6	22	18	12	63
		計	32	23	45	28	42	170
非行相談		中央	0	0	15	46	32	93
		西部	0	0	27	41	23	91
		東部	0	0	12	33	13	58
		計	0	0	54	120	68	242
育成相談		中央	6	37	83	39	11	176
		西部	3	10	70	36	16	135
		東部	1	19	81	67	33	201
		計	10	66	234	142	60	512
その他相談		中央	4	10	15	11	16	56
		西部	2	5	4	10	14	35
		東部	5	13	17	18	14	67
		計	11	28	36	39	44	158
合 計		中央	481	613	1,050	639	375	3,158
		西部	374	340	689	409	238	2,050
		東部	275	345	671	437	226	1,954
		計	1,130	1,298	2,410	1,485	839	7,162

#### ④ 年齢別の受付件数

(単位：件)

区分		管轄	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
養護相談	児童虐待	中央	107	96	111	98	123	113	110	115	98	83	102	88	104	119	81	84	67	56	0	1,755
		西部	84	72	70	69	63	67	76	77	62	65	63	71	74	58	62	39	40	40	0	1,152
		東部	42	34	47	56	51	54	44	52	57	47	34	61	50	46	48	25	28	18	0	794
		計	233	202	228	223	237	234	230	244	217	195	199	220	228	223	191	148	135	114	0	3,701
	その他	中央	70	29	43	36	55	60	48	49	48	42	75	64	64	73	91	69	48	47	0	1,011
		西部	66	27	38	14	21	30	27	27	32	24	27	34	43	52	31	42	38	23	1	597
		東部	51	45	45	35	31	44	29	38	36	45	47	36	55	64	49	43	44	30	4	771
		計	187	101	126	85	107	134	104	114	116	111	149	134	162	189	171	154	130	100	5	2,379
	障害相談	中央	3	7	5	4	2	4	3	1	4	0	4	0	1	2	1	4	6	7	9	67
		西部	1	5	6	0	0	3	4	2	2	2	1	0	4	0	0	6	2	2	0	40
		東部	1	2	2	1	0	3	5	1	4	3	5	6	3	3	8	7	7	2	0	63
		計	5	14	13	5	2	10	12	4	10	5	10	6	8	5	9	17	15	11	9	170
	非行相談	中央	0	0	0	0	0	0	1	3	2	2	2	2	11	22	13	16	12	9	0	93
		西部	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	3	7	15	23	10	10	11	7	0	91
		東部	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	3	2	6	13	9	12	1	7	0	58
		計	0	0	0	0	0	0	1	4	5	6	8	11	32	58	32	38	24	23	0	242
	育成相談	中央	0	1	5	9	6	13	15	15	9	13	13	18	15	10	18	5	6	3	2	176
		西部	1	2	0	3	1	5	3	8	11	10	18	16	10	12	14	7	6	8	0	135
		東部	0	0	1	1	3	14	4	3	11	17	14	15	25	21	25	20	15	12	0	201
		計	1	3	6	13	10	32	22	26	31	40	45	49	50	43	57	32	27	23	2	512
	その他相談	中央	0	2	2	1	7	2	0	4	3	1	2	5	1	4	3	4	5	8	2	56
		西部	2	0	0	0	2	2	1	1	1	1	1	0	0	6	0	5	4	4	5	35
		東部	2	2	1	1	5	4	5	4	3	3	3	2	1	4	7	8	6	4	2	67
		計	4	4	3	2	14	8	6	9	7	5	6	7	2	14	10	17	15	16	9	158
	合計	中央	180	135	166	148	193	192	176	185	165	141	198	177	196	230	207	182	144	130	13	3,158
		西部	154	106	114	86	87	107	111	118	109	103	113	128	146	151	117	109	101	84	6	2,050
		東部	96	83	96	94	90	119	88	98	112	118	106	122	140	151	146	115	101	73	6	1,954
		計	430	324	376	328	370	418	375	401	386	362	417	427	482	532	470	406	346	287	25	7,162

#### ⑤ 区別の受付件数

(単位：件)

相談種別	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計	
養護相談	児童虐待	中央	268	162	377	1	0	135	146	3	0	2	1	0	350	0	301	2	7	1,755
		西部	0	0	2	173	143	1	0	0	73	406	336	4	1	2	0	0	11	1,152
		東部	0	0	0	0	0	0	1	104	0	1	0	209	1	260	0	216	2	794
		計	268	162	379	174	143	136	147	107	73	409	337	213	352	262	301	218	20	3,701
	その他	中央	141	65	181	1	1	89	87	4	3	2	3	0	181	5	173	1	74	1,011
		西部	1	0	2	104	69	0	1	1	53	173	142	0	0	0	1	2	48	597
		東部	1	0	2	2	0	1	2	92	0	2	3	202	3	264	2	165	30	771
		計	143	65	185	107	70	90	90	97	56	177	148	202	184	269	176	168	152	2,379
	障害相談	中央	9	7	15	0	0	4	5	1	0	0	1	1	12	0	11	0	1	67
		西部	0	0	0	11	8	0	0	0	1	14	4	0	0	0	0	0	2	40
		東部	0	0	1	0	0	0	9	0	0	0	12	0	21	0	16	4	63	
		計	9	7	16	11	8	4	5	10	1	14	5	13	12	21	11	16	7	170
	非行相談	中央	5	6	19	0	0	4	1	0	1	0	1	0	12	0	12	1	31	93
		西部	0	0	0	4	4	0	0	0	4	25	28	1	0	0	1	24	91	
		東部	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	25	0	11	0	10	4	58	
		計	5	6	20	4	4	4	1	7	5	25	29	26	12	11	12	12	59	242
	育成相談	中央	19	7	32	0	0	12	17	1	0	0	2	0	33	0	43	1	9	176
		西部	0	0	0	20	14	1	0	0	9	61	22	0	0	0	0	0	8	135
		東部	0	0	1	0	0	1	1	28	0	0	2	36	0	73	2	48	9	201
		計	19	7	33	20	14	14	18	29	9	61	26	36	33	73	45	49	26	512
	その他相談	中央	10	0	10	0	0	3	8	1	0	0	0	0	9	0	7	1	7	56
		西部	0	0	0	9	3	0	0	0	3	11	8	0	0	0	0	0	1	35
		東部	1	0	0	3	0	2	0	7	0	0	0	10	1	20	0	13	10	67
		計	11	0	10	12	3	5	8	8	3	11	8	10	10	20	7	14	18	158
	合計	中央	452	247	634	2	1	247	264	10	4	4	8	1	597	5	547	6	129	3,158
		西部	1	0	4	321	241	2	1	1	143	690	540	5	1	2	1	3	94	2,050
		東部	2	0	5	5	0	4	4	247	0	3	5	494	5	649	4	468	59	1,954
		計	455	247	643	328	242	253	269	258	147	697	553	500	603	656	552	477	282	7,162

## ⑥ 受付件数の推移

(単位：件)

区分		管轄	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度	6年度
養護相談	児童虐待	中央	1,615	1,629	1,522	1,686	1,755
		西部	1,362	1,333	1,154	1,100	1,152
		東部	943	949	783	814	794
		計	3,920	3,911	3,459	3,600	3,701
	その他	中央	732	806	998	937	1,011
		西部	941	788	736	668	597
		東部	655	797	722	660	771
		計	2,328	2,391	2,456	2,265	2,379
障害相談	障害相談	中央	71	78	72	80	67
		西部	63	55	61	33	40
		東部	35	32	41	44	63
		計	169	165	174	157	170
	非行相談	中央	73	73	94	110	93
		西部	102	89	121	89	91
		東部	37	55	74	85	58
		計	212	217	289	284	242
育成相談	育成相談	中央	244	199	177	216	176
		西部	198	212	213	202	135
		東部	165	148	144	139	201
		計	607	559	534	557	512
	その他相談	中央	125	177	151	177	56
		西部	27	22	28	36	35
		東部	86	29	94	79	67
		計	238	228	273	292	158
合計	中央	2,860	2,962	3,014	3,206	3,158	
	西部	2,693	2,499	2,313	2,128	2,050	
	東部	1,921	2,010	1,858	1,821	1,954	
	計	7,474	7,471	7,185	7,155	7,162	

### (3) 対応件数

令和3年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、令和4年度以降は新規受付相談への対応件数である。

#### ① 処理区分別の対応件数

区 分		管轄	対応件数(年度中)																		
			面接指導			児童福祉司	児童委員	児童家庭支援センター	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			委託	指定発達支援医療機関	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	自立援助ホーム入退所	その他	
			助言指導	継続指導	他機関あつせん指導					入所	裁判所送致の3により再掲	通所									
養護	児童虐待	中央	1,048	59	14	38	0	0	376	0	33	0	0	0	6		0	1	0	1,575	
		西部	674	44	17	8	0	0	406	0	16	0	0	0	5		0	0	1	1,171	
		東部	383	20	3	6	0	0	185	0	19	0	0	0	10		0	0	0	626	
		計	2,105	123	34	52	0	0	967	0	68	0	0	0	21		0	1	1	3,372	
その他	その他	中央	903	41	42	4	0	0	22	0	16	0	0	0	11		0	0	1	1,040	
		西部	478	33	30	2	0	0	22	0	23	0	0	0	6		0	0	2	596	
		東部	777	17	9	2	0	0	62	0	15	0	0	0	3		1	4	0	890	
		計	2,158	91	81	8	0	0	106	0	54	0	0	0	20		1	4	3	2,526	
障害相談	障害相談	中央	64	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0		3	0	0	72	
		西部	32	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		2	0	0	35	
		東部	52	0	6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0		2	0	0	63	
		計	148	1	8	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0		7	0	0	170	
非行相談	非行相談	中央	37	13	25	2	0	0	0	5	1	0	0	0	0		2	0	0	1	86
		西部	55	2	22	5	0	0	0	1	3	0	0	0	0		2	0	0	0	90
		東部	45	3	2	3	0	0	0	14	1	0	0	0	0		0	0	0	0	68
		計	137	18	49	10	0	0	0	20	5	0	0	0	0		4	0	0	1	244
育成相談	育成相談	中央	173	5	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		0	0	0	0	181
		西部	121	2	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		0	0	0	0	128
		東部	191	2	6	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	201
		計	485	9	12	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0		0	0	0	0	510
その他相談	その他相談	中央	49	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	56
		西部	35	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	38
		東部	55	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	58
		計	139	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	152
合 計	合 計	中央	2,274	119	92	44	0	0	398	5	53	0	0	0	17		2	3	1	2	3,010
		西部	1,395	81	76	15	0	0	428	1	44	0	0	0	11		2	2	0	3	2,058
		東部	1,503	42	29	11	0	0	249	14	38	0	0	0	13		0	3	4	0	1,906
		計	5,172	242	197	70	0	0	1,075	20	135	0	0	0	41		4	8	5	5	6,974

## ② 対応件数（主訴別）の推移

区分	管轄	養護相談		障害相談	非行相談	育成相談	その他相談	計
		虐待	その他					
2年度	中央	1,644	808	70	77	254	126	2,979
	西部	1,436	1,081	63	133	201	24	2,938
	東部	785	787	40	53	161	86	1,912
	計	3,865	2,676	173	263	616	236	7,829
3年度	中央	1,615	931	96	83	206	174	3,105
	西部	1,281	808	44	74	212	23	2,442
	東部	839	906	27	37	137	28	1,974
	計	3,735	2,645	167	194	555	225	7,521
4年度	中央	1,495	1,082	68	89	176	149	3,059
	西部	912	711	63	97	210	25	2,018
	東部	682	787	39	69	143	92	1,812
	計	3,089	2,580	170	255	529	266	6,889
5年度	中央	1,614	959	84	110	208	164	3,139
	西部	1,136	639	38	77	195	27	2,112
	東部	740	785	48	88	137	80	1,878
	計	3,490	2,383	170	275	540	271	7,129
6年度	中央	1,575	1,040	72	86	181	56	3,010
	西部	1,171	596	35	90	128	38	2,058
	東部	626	890	63	68	201	58	1,906
	計	3,372	2,526	170	244	510	152	6,974

## ③ 対応件数（処理区別）の推移

区分	管轄	対応件数(年度中)																
		面接指導			児童福祉司	児童委員	児童家庭支援センター	指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知	児童福祉施設		委指定発達支援医療機関	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	自立援助ホーム入退所	その他	の計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入	通							
2年度	中央	2,065	227	116	38	0	0	407	8	89	0	1	1	13	1	6	6	1 2,979
	西部	2,444	105	82	31	0	0	189	8	53	0	2	0	15	1	5	2	1 2,938
	東部	1,589	86	31	20	0	2	122	2	41	0	0	0	12	2	4	1	0 1,912
	計	6,098	418	229	89	0	2	718	18	183	0	3	1	40	4	15	9	2 7,829
3年度	中央	2,169	197	162	48	0	0	398	6	92	0	0	0	23	1	3	4	2 3,105
	西部	1,825	64	106	13	0	0	318	5	85	0	1	0	17	0	4	2	2 2,442
	東部	1,589	85	15	36	0	1	164	4	61	0	0	0	14	2	1	1	1 1,974
	計	5,583	346	283	97	0	1	880	15	238	0	1	0	54	3	8	7	5 7,521
4年度	中央	2,256	153	215	24	0	0	318	5	60	0	1	0	12	2	8	5	0 3,059
	西部	1,513	38	69	13	0	0	321	8	37	0	1	1	13	0	2	2	0 2,018
	東部	1,476	56	34	10	0	3	183	8	27	0	0	0	10	0	3	2	0 1,812
	計	5,245	247	318	47	0	3	822	21	124	0	2	1	35	2	13	9	0 6,889
5年度	中央	2,237	110	184	36	0	0	478	13	57	0	0	0	14	3	6	1	0 3,139
	西部	1,539	64	69	23	0	0	355	3	38	0	2	0	14	0	4	0	1 2,112
	東部	1,493	77	37	10	0	1	213	11	27	0	1	0	3	1	2	2	0 1,878
	計	5,269	251	290	69	0	1	1,046	27	122	0	3	0	31	4	12	3	1 7,129
6年度	中央	2,274	119	92	44	0	0	398	5	53	0	0	0	17	2	3	1	2 3,010
	西部	1,395	81	76	15	0	0	428	1	44	0	0	0	11	2	2	0	3 2,058
	東部	1,503	42	29	11	0	0	249	14	38	0	0	0	13	0	3	4	0 1,906
	計	5,172	242	197	70	0	0	1,075	20	135	0	0	0	41	4	8	5	5 6,974

### 3 相談種別ごとの相談実績

相談種別のうち、養護相談、非行相談、育成相談、障害相談の状況は以下のとおりである。

#### (1) 養護相談

##### ① 主な問題別受付件数

(単位：件)

主な問題		児童相談所受付件数			
		中央	西部	東部	全児相合計
養護相談（その他）	養護相談（被虐待）	1,575	1,171	626	3,372
	父 母 死 亡	3	0	6	9
	父 母 家 出	15	0	3	18
	両 親 離 別	0	2	26	28
	傷 病 入 院	34	42	64	140
	母 親 の 出 産	2	9	2	13
	未 婚 に よ る 出 産	2	1	3	6
	逮 捕 拘 禁	11	14	18	43
	就 労	2	3	1	6
	多 額 の 借 金	0	0	0	0
	迷 子	1	0	0	1
	浮 浪	0	0	0	0
	親 子 関 係 不 調	118	87	123	328
	家 族 関 係 不 調	26	21	50	97
	特 別 養 子 縁 組	11	8	1	20
	施 設 変 更	0	0	4	4
	養 育 力	162	227	109	498
	そ の 他	624	183	361	1,168
小 計		1,011	597	771	2,379
合 計		2,586	1,768	1,397	5,751

※ 虐待相談の詳細は、P24～P37参照

##### ② 養護相談（被虐待を除く）の対応種別件数の推移

(単位：件)

区分	管轄	施設入所	里親等委託	助言指導	継続指導	その他	計
2年度	中央	21	8	665	41	73	808
	西部	18	8	970	33	52	1,081
	東部	10	7	705	35	30	787
	計	49	23	2,340	109	155	2,676
3年度	中央	26	15	724	66	100	931
	西部	21	13	689	16	69	808
	東部	25	7	788	31	55	906
	計	72	35	2,201	113	224	2,645
4年度	中央	16	7	912	52	95	1,082
	西部	10	9	637	13	42	711
	東部	8	4	698	17	60	787
	計	34	20	2,247	82	197	2,580
5年度	中央	11	6	802	41	99	959
	西部	15	12	542	25	45	639
	東部	9	2	711	20	43	785
	計	35	20	2,055	86	187	2,383
6年度	中央	16	11	903	41	69	1,040
	西部	23	6	478	33	56	596
	東部	15	3	777	17	78	890
	計	54	20	2,158	91	203	2,526

## (2) 非行相談

### ① 主な問題別受付件数

(単位：件)

主な問題		児童相談所受付件数			
		中央	西部	東部	全児相合計
非 行 相 談	深夜徘徊	2	7	6	15
	家出	37	27	15	79
	不良交友	1	3	1	5
	不純異性交遊	2	2	1	5
	持ち出し	10	5	3	18
	怠学	0	1	0	1
	その他	7	9	7	23
	小計	59	54	33	146
	万引き	10	7	5	22
	自動車盗	2	10	1	13
	オートバイ盗	1	1	3	5
	自転車盗	0	0	0	0
	車上盗	0	0	0	0
触 法 相 談	空巣	0	0	0	0
	侵入盗	0	1	0	1
	その他窃盗	7	0	3	10
	殺人	0	0	0	0
	強盗	0	0	0	0
	放火・失火	0	2	0	2
	傷害・暴行	5	5	4	14
	恐喝・たかり	0	0	0	0
	占有離脱物横領	0	0	4	4
	強姦	0	2	0	2
	猥褻・性的悪戯	4	3	2	9
	住居等侵入	0	0	0	0
	器物破損	0	5	1	6
	その他	5	1	2	8
小計		34	37	25	96
合計		93	91	58	242

### ② 非行相談の対応種別件数の推移

(単位：件)

区分	管轄	施設入所	里親等委託	助言指導	継続指導	その他	計
2年度	中央	4	0	33	14	26	77
	西部	3	0	87	10	33	133
	東部	2	0	34	4	13	53
	計	9	0	154	28	72	263
3年度	中央	1	0	34	16	32	83
	西部	3	0	47	6	18	74
	東部	1	0	20	6	10	37
	計	5	0	101	28	60	194
4年度	中央	2	0	32	8	47	89
	西部	1	0	58	6	32	97
	東部	2	0	44	6	17	69
	計	5	0	134	20	96	255
5年度	中央	2	0	43	12	53	110
	西部	0	0	48	2	27	77
	東部	4	0	61	3	20	88
	計	6	0	152	17	100	275
6年度	中央	1	0	37	13	35	86
	西部	3	0	55	2	30	90
	東部	1	0	45	3	19	68
	計	5	0	137	18	84	244

### (3) 育成相談

#### ① 主な問題別受付件数

(単位：件)

主な問題			児童相談所受付件数			
			中央	西部	東部	全児相合計
性格行動相談	親子・友人関係	5	0	6	11	
	内気・わがままなど性格面に関するもの	1	4	5	10	
	嘘をつく、持ち出しなどの問題行動	6	2	24	32	
	チック、緘默、夜泣き、遺尿・遺糞、夜尿	0	1	3	4	
	落ち着き無し	1	2	1	4	
	家庭内暴力	6	2	12	20	
	反抗・乱暴	11	26	39	76	
	いじめ被害・加害	1	0	0	1	
	その他	22	37	29	88	
	小計	53	74	119	246	
不登校相談	不登校相談	35	17	47	99	
	適性相談	61	41	31	133	
	育児・しつけ相談	27	3	4	34	
合計		176	135	201	512	

#### ② 育成相談の対応種別件数の推移

(単位：件)

区分	管轄	施設入所	里親等委託	助言指導	継続指導	その他	計
2年度	中央	3	0	227	14	10	206
	西部	1	1	182	8	9	212
	東部	0	0	147	7	7	137
	計	4	0	490	22	39	555
3年度	中央	2	0	170	10	24	206
	西部	2	0	189	6	15	212
	東部	0	0	131	6	0	137
	計	4	0	490	22	39	555
4年度	中央	0	0	147	7	22	176
	西部	1	0	197	5	7	210
	東部	0	1	131	7	4	143
	計	1	1	475	19	33	529
5年度	中央	0	0	193	3	12	208
	西部	0	0	184	4	7	195
	東部	1	0	128	6	2	137
	計	1	0	505	13	21	540
6年度	中央	1	0	173	5	2	181
	西部	1	0	121	2	4	128
	東部	0	0	191	2	8	201
	計	2	0	485	9	14	510

## (4) 障害相談

### ① 主な問題別受付件

(単位：件)

	児童相談所受付件数			
	中央	西部	東部	全児相合計
肢 体 不 自 由	2	0	2	4
視 聴 覚 障 害	1	0	2	3
言 語 発 達 等 障 害	1	1	0	2
重 症 心 身 障 害	36	23	7	66
知 的 障 害	21	6	32	59
自 閉 症 等	6	10	20	36
合 計	67	40	63	170

### ② 障害相談の対応種別件数の推移

(単位：件)

区分	管轄	施設入所	障害児施設等への利用契約	助言指導	継続指導	その他	計
2年度	中央	5	0	53	6	6	70
	西部	3	0	48	2	10	63
	東部	1	0	32	1	6	40
	計	9	0	133	9	22	173
3年度	中央	4	0	72	14	6	96
	西部	2	0	31	1	10	44
	東部	2	0	24	0	1	27
	計	8	0	127	15	17	167
4年度	中央	1	0	59	2	6	68
	西部	3	0	54	3	3	63
	東部	2	0	33	0	4	39
	計	6	0	146	5	13	170
5年度	中央	2	0	73	0	9	84
	西部	1	0	30	1	6	38
	東部	1	0	38	1	8	48
	計	6	0	148	1	15	170
6年度	中央	2	0	64	1	5	72
	西部	1	0	32	0	2	35
	東部	3	0	52	0	8	63
	計	6	0	148	1	15	170

### ③ 在宅重症心身障害児（者）訪問療育指導の件数

在宅重症心身障害児（者）の家庭に対して、在宅ケア向上のために、整形外科医、保健師、看護師、児童福祉司などでチームを組んで家庭訪問を行い、療育指導、相談などを行っている。また、住宅改造や成人の方の補装具相談など、必要により身体障害者更生相談所職員との同行訪問も実施している。

(単位：世帯、回)

区分	訪 問	相 談
18歳未満	世帯数	10
	回 数	13
18歳以上	世帯数	11
	回 数	12
計	世帯数	21
	回 数	25

#### ④ 在宅重症心身障害児の人数

重症心身障害児（者）と児童相談所において認定した人数は919人で、そのうち18歳以上の重症心身障害者は605人であり、18歳未満の重症心身障害児は314人である。

在宅重症心身障害児（18歳未満）の区ごとの学齢別内訳は、次のとおりである。

（単位：人）

学齢別	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	計
就学前	7	4	5	11	3	3	4	1	4	12	11	1	9	1	6	4	86
小学生	7	6	11	12	8	4	6	2	5	12	6	6	18	12	4	8	127
中学生	8	1	3	4	1	0	4	2	3	6	8	6	5	5	6	2	64
18歳未満	2	2	5	4	0	2	2	1	3	2	5	1	2	3	1	2	37
計	24	13	24	31	12	9	16	6	15	32	30	14	34	21	17	16	314

注：令和5年4月1日現在

#### ⑤ 障害児施設への入所状況

障害児施設への入所又は通所による訓練が必要と判断される子どもについては、児童相談所長の措置決定又は意見書に基づく施設受給者証による契約により、入所又は通所が行われる。

障害児施設の利用は、平成18年10月から契約制度が導入された。

（単位：人）

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	5年度	就学前	小学生	中学生	18歳未満	18歳以上
福祉型障害児入所施設	98 (2)	177 (0)	97 (0)	92 (0)	92 (3)	3	33	26	27 (3)	3
医療型障害児入所施設	55 (14)	119 (33)	59 (15)	62 (34)	55 (17)	7 (2)	22 (5)	10 (4)	11 (1)	5 (5)
計	153 (16)	296 (33)	156 (15)	154 (34)	147 (20)	10 (2)	55 (5)	36 (4)	38 (1)	8 (8)

注1：令和6年4月1日現在

注2：（ ）内は、契約入所の再掲

注3：18歳以上については、28年度から、18歳以上20歳未満の人数を計上している。

## (5) 虐待相談（受付）

中央児童相談所・西部児童相談所・東部児童相談所における児童虐待受付件数は令和2年度まで過去最高となり、令和3年度からは減少していたが、令和5年度に増加に転じ、令和6年度は3,701件となり、引き続き増加している。

相談の経路別では、警察からの相談が最も多く、全体の51.4%を占めている。虐待の内容としては、心理的虐待が59.4%で最も多く、次いで身体的虐待が25.3%、ネグレクトが14.3%である。主たる虐待者は実母が57.1%と高い割合を示している。被虐待児の年齢構成は小学生が34.7%と最も高く、次いで3歳～学齢前児童が21.8%、0歳～3歳未満児童が17.9%となっている。

### ① 項目別の虐待受付件数

【虐待種別の受付件数】

(単位：件)

区分	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	計
中央	397	240	16	1,102	1,755
西部	281	199	6	666	1,152
東部	258	92	13	431	794
計	936	531	35	2,199	3,701

【経路別の虐待受付件数】

(単位：件)

区分	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
中央	65	28	223	20	32	2	12	60	75	832	307	99	1,755
西部	32	13	195	12	42	0	3	29	13	651	117	45	1,152
東部	35	8	94	9	17	0	5	13	26	419	115	53	794
計	132	49	512	41	91	2	20	102	114	1,902	539	197	3,701

【主な虐待者別の虐待受付件数】

(単位：件)

区分	父 親		母 親		その他	計
	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
中央	678	80	977	8	12	1,755
西部	376	36	707	3	30	1,152
東部	312	40	430	2	10	794
計	1,366	156	2,114	13	52	3,701

【学齢別の虐待受付件数】

(単位：件)

区分	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	計
中央	314	382	593	298	168	1,755
西部	226	242	402	181	101	1,152
東部	123	182	291	137	61	794
計	663	806	1,286	616	330	3,701

【年齢別の虐待受付件数】

(単位：件)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
中央	107	96	111	98	123	113	110	115	98	83	102	88	104	119	81	84	67	56	0	1,755
西部	84	72	70	69	63	67	76	77	62	65	63	71	74	58	62	39	40	40	0	1,152
東部	42	34	47	56	51	54	44	52	57	47	34	61	50	46	48	25	28	18	0	794
計	233	202	228	223	237	234	230	244	217	195	199	220	228	223	191	148	135	114	0	3,701

【区別の虐待受付件数】

(単位：件)

区分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
中央	268	162	377	1	0	135	146	3	0	2	1	0	350	0	301	2	7	1,755
西部	0	0	2	173	143	1	0	0	73	406	336	4	1	2	0	0	11	1,152
東部	0	0	0	0	0	0	1	104	0	1	0	209	1	260	0	216	2	794
計	268	162	379	174	143	136	147	107	73	409	337	213	352	262	301	218	20	3,701

注：その他は、管外、住所不定・不明など

## ② 虐待種別ごとの虐待受付件数

### a. 経路別の虐待受付件数

(単位:件)

区分	管轄	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
身体的虐待	中央	24	4	40	10	9	0	6	13	24	126	120	21	397
	西部	13	2	26	7	20	0	3	6	9	97	81	17	281
	東部	19	2	22	5	6	0	2	7	19	91	73	12	258
	計	56	8	88	22	35	0	11	26	52	314	274	50	936
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	1	8	24	5	15	0	4	33	18	51	43	38	240
	西部	7	7	69	2	18	0	0	16	3	51	16	10	199
	東部	5	5	7	0	8	0	3	0	5	24	13	22	92
	計	13	20	100	7	41	0	7	49	26	126	72	70	531
性的虐待	中央	0	0	3	1	0	0	0	3	0	1	6	2	16
	西部	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	6
	東部	2	0	3	1	1	0	0	0	0	3	2	1	13
	計	3	0	7	2	2	0	0	3	0	5	9	4	35
心理的虐待	中央	40	16	156	4	8	2	2	11	33	654	138	38	1,102
	西部	11	4	99	3	3	0	0	7	1	502	19	17	666
	東部	9	1	62	3	2	0	0	6	2	301	27	18	431
	計	60	21	317	10	13	2	2	24	36	1,457	184	73	2,199
合 計	中央	65	28	223	20	32	2	12	60	75	832	307	99	1,755
	西部	32	13	195	12	42	0	3	29	13	651	117	45	1,152
	東部	35	8	94	9	17	0	5	13	26	419	115	53	794
	計	132	49	512	41	91	2	20	102	114	1,902	539	197	3,701

### b. 虐待者別の虐待受付件数

(単位:件)

区分	管轄	父 親		母 親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
身体的虐待	中央	144	22	225	4	2	397
	西部	106	11	156	2	6	281
	東部	105	18	127	1	7	258
	計	355	51	508	7	15	936
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	29	0	209	2	0	240
	西部	20	0	177	1	1	199
	東部	12	0	80	0	0	92
	計	61	0	466	3	1	531
性的虐待	中央	7	3	6	0	0	16
	西部	3	3	0	0	0	6
	東部	9	3	0	0	1	13
	計	19	9	6	0	1	35
心理的虐待	中央	498	55	537	2	10	1,102
	西部	247	22	374	0	23	666
	東部	186	19	223	1	2	431
	計	931	96	1,134	3	35	2,199
合 計	中央	678	80	977	8	12	1,755
	西部	376	36	707	3	30	1,152
	東部	312	40	430	2	10	794
	計	1,366	156	2,114	13	52	3,701

### c.学齢別の虐待受付件数

(単位:件)

区分	管轄	0~3歳未満	3歳~学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
身体的虐待	中央	30	63	161	92	51	397
	西部	14	43	120	71	33	281
	東部	13	44	115	64	22	258
	計	57	150	396	227	106	936
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	56	50	84	33	17	240
	西部	36	47	80	27	9	199
	東部	15	33	26	11	7	92
	計	107	130	190	71	33	531
性的虐待	中央	2	0	7	6	1	16
	西部	0	0	1	3	2	6
	東部	1	2	3	3	4	13
	計	3	2	11	12	7	35
心理的虐待	中央	226	269	341	167	99	1,102
	西部	176	152	201	80	57	666
	東部	94	103	147	59	28	431
	計	496	524	689	306	184	2,199
合 計	中央	314	382	593	298	168	1,755
	西部	226	242	402	181	101	1,152
	東部	123	182	291	137	61	794
	計	663	806	1,286	616	330	3,701

### d.年齢別の虐待受付件数

(単位:件)

区分	管轄	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
身体的虐待	中央	10	7	13	16	19	23	21	30	27	23	28	30	33	24	24	33	19	17	0	397
	西部	4	4	6	14	9	11	21	20	15	23	16	23	25	24	25	14	15	12	0	281
	東部	4	2	7	13	10	15	11	13	29	18	18	26	22	21	21	12	12	4	0	258
	計	18	13	26	43	38	49	53	63	71	64	62	79	80	69	70	59	46	33	0	936
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	25	13	18	18	11	11	23	12	16	13	11	12	12	12	12	8	8	5	0	240
	西部	11	12	13	9	14	12	20	19	11	15	12	8	13	9	8	7	3	3	0	199
	東部	6	3	6	8	12	9	6	9	5	4	1	5	1	5	5	3	3	1	0	92
	計	42	28	37	35	37	32	49	40	32	32	24	25	26	26	25	18	14	9	0	531
性的虐待	中央	1	0	1	0	0	0	0	1	3	0	1	1	2	3	2	1	0	0	0	16
	西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0	6
	東部	0	0	1	2	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	3	1	0	13
	計	1	0	2	2	0	0	1	1	4	1	1	2	5	4	3	2	5	1	0	35
心理的虐待	中央	71	76	79	64	93	79	66	72	52	47	62	45	57	80	43	42	40	34	0	1,102
	西部	69	56	51	46	40	44	35	38	36	27	35	39	34	25	29	17	20	25	0	666
	東部	32	29	33	33	29	30	26	30	22	24	15	30	26	19	21	10	10	12	0	431
	計	172	161	163	143	162	153	127	140	110	98	112	114	117	124	93	69	70	71	0	2,199
合 計	中央	107	96	111	98	123	113	110	115	98	83	102	88	104	119	81	84	67	56	0	1,755
	西部	84	72	70	69	63	67	76	77	62	65	63	71	74	58	62	39	40	40	0	1,152
	東部	42	34	47	56	51	54	44	52	57	47	34	61	50	46	48	25	28	18	0	794
	計	233	202	228	223	237	234	230	244	217	195	199	220	228	223	191	148	135	114	0	3,701

### e. 区別の虐待受付件数

(単位: 件)

区分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
身体的虐待	中央	61	35	74	0	0	30	36	0	0	0	0	0	72	0	83	1	5	397
	西部	0	0	0	57	41	0	0	0	17	78	82	0	0	0	0	0	6	281
	東部	0	0	0	0	0	0	1	35	0	0	0	60	1	83	0	76	2	258
	計	61	35	74	57	41	30	37	35	17	78	82	60	73	83	83	77	13	936
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	10	21	76	0	0	42	24	2	0	0	1	0	34	0	30	0	0	240
	西部	0	0	1	28	13	0	0	0	16	71	64	1	1	2	0	0	2	199
	東部	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	25	0	28	0	23	0	92
	計	10	21	77	28	13	42	24	18	16	71	65	26	35	30	30	23	2	531
性的虐待	中央	1	0	4	0	0	2	2	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	16
	西部	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	1	6
	東部	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0	2	0	6	0	13
	計	1	0	4	0	1	2	2	1	0	1	3	4	6	2	1	6	1	35
心理的虐待	中央	196	106	223	1	0	61	84	1	0	2	0	0	238	0	187	1	2	1,102
	西部	0	0	1	88	88	1	0	0	40	256	187	3	0	0	0	0	2	666
	東部	0	0	0	0	0	0	0	52	0	1	0	120	0	147	0	111	0	431
	計	196	106	224	89	88	62	84	53	40	259	187	123	238	147	187	112	4	2,199
合 計	中央	268	162	377	1	0	135	146	3	0	2	1	0	350	0	301	2	7	1,755
	西部	0	0	2	173	143	1	0	0	73	406	336	4	1	2	0	0	11	1,152
	東部	0	0	0	0	0	0	1	104	0	1	0	209	1	260	0	216	2	794
	計	268	162	379	174	143	136	147	107	73	409	337	213	352	262	301	218	20	3,701

注: その他は、管外、住所不定・不明など

### ③ 項目別ごとの虐待受付件数の推移

#### a. 経路別の虐待受付件数の推移

(単位: 件)

区分	管轄	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
2年度	中央	50	15	342	13	45	0	16	23	37	751	241	82	1,615
	西部	52	12	223	15	21	0	12	22	10	776	130	89	1,362
	東部	33	8	176	6	16	0	4	18	8	514	108	52	943
	計	135	35	741	34	82	0	32	63	55	2,041	479	223	3,920
3年度	中央	48	12	300	11	33	0	14	24	36	834	223	94	1,629
	西部	38	17	270	10	26	5	16	24	13	709	108	97	1,333
	東部	35	7	160	3	5	1	0	12	5	561	99	61	949
	計	121	36	730	24	64	6	30	60	54	2,104	430	252	3,911
4年度	中央	59	13	220	10	29	0	9	43	28	819	202	90	1,522
	西部	40	13	152	10	25	1	26	12	19	653	143	60	1,154
	東部	22	9	125	6	20	1	9	18	11	425	107	30	783
	計	121	35	497	26	74	2	44	73	58	1,897	452	180	3,459
5年度	中央	87	12	232	18	44	0	7	68	35	876	236	71	1,686
	西部	33	8	161	11	27	0	11	26	28	622	99	74	1,100
	東部	28	6	113	4	6	1	4	17	12	471	111	41	814
	計	148	26	506	33	77	1	22	111	75	1,969	446	186	3,600
6年度	中央	65	28	223	20	32	2	12	60	75	832	307	99	1,755
	西部	32	13	195	12	42	0	3	29	13	651	117	45	1,152
	東部	35	8	94	9	17	0	5	13	26	419	115	53	794
	計	132	49	512	41	91	2	20	102	114	1,902	539	197	3,701

#### b. 虐待者別の虐待受付件数の推移

(単位: 件)

区分	管轄	父 親		母 親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
2年度	中央	653	92	844	3	23	1,615
	西部	584	68	691	3	16	1,362
	東部	349	38	543	3	10	943
	計	1,586	198	2,078	9	49	3,920
3年度	中央	590	119	865	12	43	1,629
	西部	439	74	797	9	14	1,333
	東部	370	34	535	5	5	949
	計	1,399	227	2,197	26	62	3,911
4年度	中央	604	64	833	4	17	1,522
	西部	402	66	671	7	8	1,154
	東部	318	26	429	6	4	783
	計	1,324	156	1,933	17	29	3,459
5年度	中央	647	95	913	6	25	1,686
	西部	346	53	675	8	18	1,100
	東部	333	48	420	5	8	814
	計	1,326	196	2,008	19	51	3,600
6年度	中央	678	80	977	8	12	1,755
	西部	376	36	707	3	30	1,152
	東部	312	40	430	2	10	794
	計	1,366	156	2,114	13	52	3,701

### c.学齢別の虐待受付件数の推移

(単位：件)

区分	管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
2年度	中央	326	366	584	233	106	1,615
	西部	301	304	474	173	110	1,362
	東部	172	199	351	153	68	943
	計	799	869	1,409	559	284	3,920
3年度	中央	332	355	577	245	120	1,629
	西部	280	257	462	211	123	1,333
	東部	169	214	339	150	77	949
	計	781	826	1,378	606	320	3,911
4年度	中央	307	363	522	218	112	1,522
	西部	230	241	385	197	101	1,154
	東部	140	157	296	129	61	783
	計	677	761	1,203	544	274	3,459
5年度	中央	314	371	576	277	148	1,686
	西部	229	256	368	162	85	1,100
	東部	129	164	322	128	71	814
	計	672	791	1,266	567	304	3,600
6年度	中央	314	382	593	298	168	1,755
	西部	226	242	402	181	101	1,152
	東部	123	182	291	137	61	794
	計	663	806	1,286	616	330	3,701

### d.年齢別の虐待受付件数の推移

(単位：件)

区分	管轄	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
2年度	中央	108	102	116	104	116	105	93	102	97	100	79	113	87	68	80	66	40	39	0	1,615
	西部	96	110	95	104	77	77	90	80	80	87	81	61	73	67	52	50	42	40	0	1,362
	東部	62	50	60	65	55	50	60	50	61	57	55	70	63	54	43	38	24	26	0	943
	計	266	262	271	273	248	232	243	232	238	244	215	244	223	189	175	154	106	105	0	3,920
3年度	中央	101	118	113	101	106	110	98	109	106	80	82	88	97	90	66	63	57	44	0	1,629
	西部	91	86	103	89	77	62	73	98	72	76	66	80	73	74	64	66	44	39	0	1,333
	東部	58	53	58	67	60	56	64	58	54	57	62	52	59	45	50	35	34	27	0	949
	計	250	257	274	257	243	228	235	265	232	213	210	220	229	209	180	164	135	110	0	3,911
4年度	中央	104	89	114	121	93	104	97	91	88	89	84	82	82	76	65	63	38	42	0	1,522
	西部	75	79	76	73	70	68	60	71	70	66	71	50	63	72	56	56	42	36	0	1,154
	東部	43	51	46	47	38	46	62	40	57	54	49	43	43	34	49	38	23	20	0	783
	計	222	219	236	241	201	218	219	202	215	209	204	175	188	182	170	157	103	98	0	3,459
5年度	中央	105	110	99	112	116	96	101	100	80	98	85	110	102	100	89	73	73	37	0	1,686
	西部	80	80	69	76	70	76	66	65	60	60	60	59	62	58	51	44	38	26	0	1,100
	東部	33	49	47	52	51	40	61	46	72	44	55	46	46	29	53	38	28	24	0	814
	計	218	239	215	240	237	212	228	211	212	202	200	215	210	187	193	155	139	87	0	3,600
6年度	中央	107	96	111	98	123	113	110	115	98	83	102	88	104	119	81	84	67	56	0	1,755
	西部	84	72	70	69	63	67	76	77	62	65	63	71	74	58	62	39	40	40	0	1,152
	東部	42	34	47	56	51	54	44	52	57	47	34	61	50	46	48	25	28	18	0	794
	計	233	202	228	223	237	234	230	244	217	195	199	220	228	223	191	148	135	114	0	3,701

### e. 区別の虐待受付件数の推移

(単位: 件)

区分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
2年度	中央	242	135	317	1	1	139	122	0	1	1	0	0	359	0	287	2	8	1,615
	西部	1	0	1	208	203	3	0	1	78	426	432	3	0	0	0	0	6	1,362
	東部	0	0	0	0	0	0	1	124	0	0	2	266	0	334	1	215	0	943
	計	243	135	318	209	204	142	123	125	79	427	434	269	359	334	288	217	14	3,920
3年度	中央	259	138	311	1	2	154	91	0	3	2	1	0	345	1	315	0	6	1,629
	西部	1	1	1	176	163	4	0	0	79	491	402	0	1	1	1	1	11	1,333
	東部	0	0	3	0	0	0	0	126	0	0	2	249	0	370	0	195	4	949
	計	260	139	315	177	165	158	91	126	82	493	405	249	346	372	316	196	21	3,911
4年度	中央	223	161	288	0	3	138	135	2	1	0	0	0	262	1	282	4	22	1,522
	西部	0	0	2	165	175	0	0	1	85	366	341	1	3	0	0	0	15	1,154
	東部	0	0	1	0	0	0	0	67	0	0	2	231	0	321	0	159	2	783
	計	223	161	291	165	178	138	135	70	86	366	343	232	265	322	282	163	39	3,459
5年度	中央	248	133	350	1	1	147	136	0	1	6	0	0	302	0	341	2	18	1,686
	西部	0	2	0	173	163	2	0	1	48	404	293	0	0	1	2	1	10	1,100
	東部	0	0	0	1	0	0	0	94	0	0	0	205	0	304	0	206	4	814
	計	248	135	350	175	164	149	136	95	49	410	293	205	302	305	343	209	32	3,600
6年度	中央	268	162	377	1	0	135	146	3	0	2	1	0	350	0	301	2	7	1,755
	西部	0	0	2	173	143	1	0	0	73	406	336	4	1	2	0	0	11	1,152
	東部	0	0	0	0	0	0	1	104	0	1	0	209	1	260	0	216	2	794
	計	268	162	379	174	143	136	147	107	73	409	337	213	352	262	301	218	20	3,701

注：その他は、管外、住所不定・不明など

## (6) 虐待相談（対応）

児童相談所において受理した相談に対し、在宅指導、施設入所措置などの援助の方針決定を行った件数を対応件数として計上しており、中央児童相談所・西部児童相談所・東部児童相談所における令和5年度の虐待対応件数は3,490件となっており前年度3,089件から13.0%増加している。

虐待対応件数の経路別では、警察からの相談が最も多く、全体の55.8%を占めている。虐待の内容としては、心理的虐待が55.8%で最も多く、次いで身体的虐待が12.3%、ネグレクトが11.9%である。主たる虐待者は実母が55.8%と高い割合を示している。被虐待児の年齢構成は小学生が34.6%と最も多く、次いで3歳～学齢前児童が22.7%となっている。

### ① 項目別の虐待対応件数

【虐待種別の対応件数】

(単位：件)

区分	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	計
中央	352	195	18	1,009	1,574
西部	302	185	4	680	1,171
東部	197	80	9	340	626
計	851	460	31	2,029	3,371

【経路別の虐待対応件数】

(単位：件)

区分	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福 祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
中央	56	26	195	20	19	2	13	55	60	762	286	80	1,574
西部	32	16	180	9	34	0	7	30	7	663	137	56	1,171
東部	30	3	56	6	5	0	5	13	15	349	99	45	626
計	118	45	431	35	58	2	25	98	82	1,774	522	181	3,371

【主な虐待者別の虐待対応件数】

(単位：件)

区分	父 親		母 親		その他	計
	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
中央	616	79	861	4	14	1,574
西部	394	40	713	2	22	1,171
東部	255	33	330	2	6	626
計	1,265	152	1,904	8	42	3,371

【学齢別の虐待対応件数】

(単位：件)

区分	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	計
中央	264	340	529	284	157	1,574
西部	220	224	410	200	117	1,171
東部	85	129	252	98	62	626
計	569	693	1,191	582	336	3,371

【年齢別の虐待対応件数】

(単位：件)

区分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳以上	計
中央	82	90	92	86	97	112	99	95	93	74	97	75	95	117	67	81	59	58	5	1,574
西部	68	73	79	64	52	58	76	80	56	78	65	68	75	70	67	45	40	51	6	1,171
東部	16	32	37	42	31	42	29	45	44	41	32	49	39	37	33	32	20	21	4	626
計	166	195	208	192	180	212	204	220	193	193	194	192	209	224	167	158	119	130	15	3,371

【区別の虐待対応件数】

(単位：件)

区分	千 種	東	北	西	中 村	中 	昭 和	瑞 穂	熱 田	中 川	港	南	守 山	綠	名 東	天 白	そ の 他	計
中央	247	139	359	2	2	108	144	3	2	1	0	0	328	0	233	0	6	1,574
西部	1	0	2	167	158	1	0	1	64	393	364	4	1	2	0	0	13	1,171
東部	0	0	0	0	0	0	4	64	0	0	0	202	0	179	0	176	1	626
計	248	139	361	169	160	109	148	68	66	394	364	206	329	181	233	176	20	3,371

注：その他は、管外、住所不定・不明など

## ② 虐待種別ごとの虐待対応件数

### a. 経路別の虐待対応件数

(単位:件)

区分	管轄	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
身体的虐待	中央	22	4	35	9	6	0	7	14	23	102	113	17	352
	西部	13	2	33	5	18	0	5	7	2	100	106	11	302
	東部	18	0	9	4	3	0	2	5	11	81	53	11	197
	計	53	6	77	18	27	0	14	26	36	283	272	39	851
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	2	6	21	4	7	0	3	30	11	49	34	28	195
	西部	0	6	67	3	12	0	2	14	2	45	16	18	185
	東部	3	2	6	0	2	0	0	4	4	32	16	11	80
	計	5	14	94	7	21	0	5	48	17	126	66	57	460
性的虐待	中央	0	0	2	0	1	0	0	1	0	1	11	2	18
	西部	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	4
	東部	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3	2	1	9
	計	2	0	4	1	1	0	0	2	0	5	13	3	31
心理的虐待	中央	32	16	137	7	5	2	3	10	26	610	128	33	1,009
	西部	19	8	78	1	4	0	0	8	3	517	15	27	680
	東部	7	1	41	1	0	0	3	4	0	233	28	22	340
	計	58	25	256	9	9	2	6	22	29	1,360	171	82	2,029
合計	中央	56	26	195	20	19	2	13	55	60	762	286	80	1,574
	西部	32	16	180	9	34	0	7	30	7	663	137	56	1,171
	東部	30	3	56	6	5	0	5	13	15	349	99	45	626
	計	118	45	431	35	58	2	25	98	82	1,774	522	181	3,371

### b. 虐待者別の虐待対応件数

(単位:件)

区分	管轄	父 親		母 親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
身体的虐待	中央	128	30	190	2	2	352
	西部	117	12	163	1	9	302
	東部	83	16	92	2	4	197
	計	328	58	445	5	15	851
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	21	0	174	0	0	195
	西部	16	0	168	1	0	185
	東部	9	0	71	0	0	80
	計	46	0	413	1	0	460
性的虐待	中央	8	4	5	0	1	18
	西部	1	3	0	0	0	4
	東部	7	1	0	0	1	9
	計	16	8	5	0	2	31
心理的虐待	中央	459	45	492	2	11	1,009
	西部	260	25	382	0	13	680
	東部	156	16	167	0	1	340
	計	875	86	1,041	2	25	2,029
合計	中央	616	79	861	4	14	1,574
	西部	394	40	713	2	22	1,171
	東部	255	33	330	2	6	626
	計	1,265	152	1,904	8	42	3,371

### c.学齢別の虐待対応件数

(単位：件)

区分	管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
身体的虐待	中央	30	51	150	76	45	352
	西部	8	38	130	81	45	302
	東部	9	26	91	45	26	197
	計	47	115	371	202	116	851
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	41	43	64	32	15	195
	西部	34	39	70	30	12	185
	東部	13	24	28	9	6	80
	計	88	106	162	71	33	460
性的虐待	中央	2	0	5	9	2	18
	西部	0	0	0	1	3	4
	東部	0	1	2	3	3	9
	計	2	1	7	13	8	31
心理的虐待	中央	191	246	310	167	95	1,009
	西部	178	147	210	88	57	680
	東部	63	78	131	41	27	340
	計	432	471	651	296	179	2,029
合 計	中央	264	340	529	284	157	1,574
	西部	220	224	410	200	117	1,171
	東部	85	129	252	98	62	626
	計	569	693	1,191	582	336	3,371

### d.年齢別の虐待対応件数

(単位：件)

区分	管轄	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
身体的虐待	中央	8	8	14	12	16	18	22	28	20	23	24	29	26	29	16	26	18	15	0	352
	西部	2	2	4	9	11	7	20	22	13	28	21	20	28	28	28	21	15	20	3	302
	東部	0	2	7	7	8	7	6	9	16	17	15	20	18	15	17	13	11	7	2	197
	計	10	12	25	28	35	32	48	59	49	68	60	69	72	72	61	60	44	42	5	851
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	17	13	11	14	8	11	17	10	13	12	11	6	12	10	10	5	6	8	1	195
	西部	11	12	11	12	7	10	15	17	10	15	13	6	8	12	9	7	6	4	0	185
	東部	2	5	6	6	7	9	5	5	5	5	2	8	1	4	3	4	1	2	0	80
	計	30	30	28	32	22	30	37	32	28	32	26	20	21	26	22	16	13	14	1	460
性的虐待	中央	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	4	1	4	2	2	0	0	18
	西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	4
	東部	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	0	0	2	0	1	9
	計	0	1	1	1	0	0	0	1	3	0	0	1	4	4	5	2	5	2	1	31
心理的虐待	中央	57	68	66	60	73	83	60	57	58	39	62	39	53	77	37	48	33	35	4	1,009
	西部	55	59	64	43	34	41	41	41	33	35	31	42	39	30	29	17	18	25	3	680
	東部	14	25	24	28	16	26	18	30	22	19	15	21	20	15	13	15	6	12	1	340
	計	126	152	154	131	123	150	119	128	113	93	108	102	112	122	79	80	57	72	8	2,029
合 計	中央	82	90	92	86	97	112	99	95	93	74	97	75	95	117	67	81	59	58	5	1,574
	西部	68	73	79	64	52	58	76	80	56	78	65	68	75	70	67	45	40	51	6	1,171
	東部	16	32	37	42	31	42	29	45	44	41	32	49	39	37	33	32	20	21	4	626
	計	166	195	208	192	180	212	204	220	193	193	194	192	209	224	167	158	119	130	15	3,371

### e. 区別の虐待対応件数

(単位:件)

区分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
身体的虐待	中央	51	26	74	1	2	19	38	0	0	0	0	0	74	0	62	0	5	352
	西部	0	0	0	56	52	0	0	0	15	69	103	1	0	0	0	0	6	302
	東部	0	0	0	0	0	0	2	23	0	0	0	48	0	53	0	70	1	197
	計	51	26	74	57	54	19	40	23	15	69	103	49	74	53	62	70	12	851
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	10	24	68	0	0	29	17	2	2	0	0	0	26	0	17	0	0	195
	西部	0	0	1	25	17	0	0	0	9	68	61	0	1	2	0	0	1	185
	東部	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	37	0	17	0	24	0	80
	計	10	24	69	25	17	29	17	4	11	68	61	37	27	19	17	24	1	460
性的虐待	中央	0	0	5	0	0	3	1	0	0	0	0	0	5	0	4	0	0	18
	西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	4
	東部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	3	0	9
	計	0	0	5	0	0	3	1	0	0	1	2	4	5	2	4	3	1	31
心理的虐待	中央	186	89	212	1	0	57	88	1	0	1	0	0	223	0	150	0	1	1,009
	西部	1	0	1	86	89	1	0	1	40	255	198	3	0	0	0	0	5	680
	東部	0	0	0	0	0	0	2	39	0	0	0	113	0	107	0	79	0	340
	計	187	89	213	87	89	58	90	41	40	256	198	116	223	107	150	79	6	2,029
合 計	中央	247	139	359	2	2	108	144	3	2	1	0	0	328	0	233	0	6	1,574
	西部	1	0	2	167	158	1	0	1	64	393	364	4	1	2	0	0	13	1,171
	東部	0	0	0	0	0	0	4	64	0	0	0	202	0	179	0	176	1	626
	計	248	139	361	169	160	109	148	68	66	394	364	206	329	181	233	176	20	3,371

### ③ 項目別ごとの虐待対応件数の推移

#### a. 経路別の虐待対応件数の推移

(単位: 件)

区分	管轄	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
令和元年度	中央	59	27	242	6	94	1	22	32	54	816	232	95	1,680
	西部	39	12	220	8	33	0	8	29	33	794	147	61	1,384
	東部	20	3	79	0	22	2	2	24	13	502	105	56	828
	計	118	42	541	14	149	3	32	85	100	2,112	484	212	3,892
2年度	中央	63	13	275	14	73	0	16	30	43	772	253	92	1,644
	西部	67	5	189	17	31	0	17	24	22	811	153	100	1,436
	東部	21	2	105	10	11	0	4	16	8	467	87	54	785
	計	151	20	569	41	115	0	37	70	73	2,050	493	246	3,865
3年度	中央	40	15	267	11	33	0	22	29	29	828	250	91	1,615
	西部	38	17	248	11	30	5	15	25	13	692	101	86	1,281
	東部	35	4	89	2	13	0	4	11	9	540	80	52	839
	計	113	36	604	24	76	5	41	65	51	2,060	431	229	3,735
4年度	中央	71	9	203	13	40	0	7	40	24	799	194	95	1,495
	西部	26	8	138	10	13	1	10	12	9	570	73	42	912
	東部	14	5	120	4	7	1	0	14	9	388	90	30	682
	計	111	22	461	27	60	2	17	66	42	1,757	357	167	3,089
5年度	中央	83	7	203	14	61	0	6	60	24	874	211	71	1,614
	西部	37	9	149	7	27	0	21	20	39	648	102	77	1,136
	東部	35	10	77	4	19	1	6	12	8	426	101	41	740
	計	155	26	429	25	107	1	33	92	71	1,948	414	189	3,490
6年度	中央	56	26	195	20	19	2	13	55	60	762	286	80	1,574
	西部	32	16	180	9	34	0	7	30	7	663	137	56	1,171
	東部	30	3	56	6	5	0	5	13	15	349	99	45	626
	計	118	45	431	35	58	2	25	98	82	1,774	522	181	3,371

#### b. 虐待者別の虐待対応件数の推移

(単位: 件)

区分	管轄	父 親		母 親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
令和元年度	中央	589	107	951	9	24	1,680
	西部	527	92	735	6	24	1,384
	東部	334	43	440	3	8	828
	計	1,450	242	2,126	18	56	3,892
2年度	中央	667	92	864	5	16	1,644
	西部	596	69	748	4	19	1,436
	東部	303	47	422	5	8	785
	計	1,566	208	2,034	14	43	3,865
3年度	中央	588	127	856	9	35	1,615
	西部	436	63	763	8	11	1,281
	東部	335	33	466	2	3	839
	計	1,359	223	2,085	19	49	3,735
4年度	中央	595	63	816	6	15	1,495
	西部	313	45	546	2	6	912
	東部	277	27	372	4	2	682
	計	1,185	135	1,734	12	23	3,089
5年度	中央	623	88	875	6	22	1,614
	西部	350	69	693	9	15	1,136
	東部	320	25	381	4	10	740
	計	1,293	182	1,949	19	47	3,490
6年度	中央	616	79	861	4	14	1,574
	西部	394	40	713	2	22	1,171
	東部	255	33	330	2	6	626
	計	1,265	152	1,904	8	42	3,371

### c.学齢別の虐待対応件数の推移

(単位：件)

区分	管轄	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
令和元年度	中央	316	349	615	259	141	1,680
	西部	269	323	478	196	118	1,384
	東部	150	201	275	142	60	828
	計	735	873	1,368	597	319	3,892
2年度	中央	307	363	595	252	127	1,644
	西部	264	326	513	197	136	1,436
	東部	124	171	276	147	67	785
	計	695	860	1,384	596	330	3,865
3年度	中央	314	344	585	250	122	1,615
	西部	249	247	449	216	120	1,281
	東部	125	186	301	138	89	839
	計	688	777	1,335	604	331	3,735
4年度	中央	279	353	514	223	126	1,495
	西部	187	195	287	154	89	912
	東部	98	138	270	122	54	682
	計	564	686	1,071	499	269	3,089
5年度	中央	301	356	547	266	144	1,614
	西部	218	281	374	160	103	1,136
	東部	102	154	285	124	75	740
	計	621	791	1,206	550	322	3,490
6年度	中央	264	340	529	284	157	1,574
	西部	220	224	410	200	117	1,171
	東部	85	129	252	98	62	626
	計	569	693	1,191	582	336	3,371

### d.年齢別の虐待対応件数の推移

(単位：件)

区分	管轄	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳 以上	計
令和元年度	中央	107	107	102	107	100	90	110	99	96	94	110	104	90	102	78	69	45	56	14	1,680
	西部	70	105	94	94	81	90	100	81	84	77	81	74	63	75	59	60	44	40	12	1,384
	東部	38	43	69	65	49	57	54	52	41	51	44	43	38	54	38	43	27	20	2	828
	計	215	255	265	266	230	237	264	232	221	222	235	221	191	231	175	172	116	116	28	3,892
2年度	中央	98	96	113	100	109	110	87	114	90	101	88	109	92	77	86	78	48	43	5	1,644
	西部	68	102	94	105	87	78	98	88	85	100	86	63	82	74	58	65	43	49	11	1,436
	東部	35	41	48	53	47	45	50	42	47	40	46	43	62	44	44	42	26	27	3	785
	計	201	239	255	258	243	233	235	244	222	241	220	215	236	195	188	185	117	119	19	3,865
3年度	中央	95	111	108	102	93	109	98	111	101	87	79	92	90	98	72	68	55	41	5	1,615
	西部	59	100	90	86	73	60	59	91	73	67	71	84	73	78	63	65	48	37	4	1,281
	東部	33	39	53	60	49	54	51	51	45	44	57	43	56	46	42	39	36	34	7	839
	計	187	250	251	248	215	223	208	253	219	198	207	219	219	222	177	172	139	112	16	3,735
4年度	中央	75	95	109	104	101	94	103	79	90	83	89	78	90	74	64	73	41	47	6	1,495
	西部	53	62	72	63	50	59	54	49	51	56	33	50	47	52	43	47	26	41	4	912
	東部	29	34	35	41	33	44	53	36	45	48	50	44	35	36	38	43	18	18	2	682
	計	157	191	216	208	184	197	210	164	186	187	172	172	172	162	145	163	85	106	12	3,089
5年度	中央	91	108	102	103	113	97	84	107	82	86	83	97	99	95	83	68	70	43	3	1,614
	西部	55	87	76	84	77	83	61	69	58	65	64	65	55	61	46	42	53	29	6	1,136
	東部	23	33	46	43	44	43	56	49	51	42	51	38	36	40	45	48	21	27	4	740
	計	169	228	224	230	234	223	201	225	191	193	198	200	190	196	174	158	144	99	13	3,490
6年度	中央	82	90	92	86	97	112	99	95	93	74	97	75	95	117	67	81	59	58	5	1,574
	西部	68	73	79	64	52	58	76	80	56	78	65	68	75	70	67	45	40	51	6	1,171
	東部	16	32	37	42	31	42	29	45	44	41	32	49	39	37	33	32	20	21	4	626
	計	166	195	208	192	180	212	204	220	193	193	194	192	209	224	167	158	119	130	15	3,371

### e. 区別の虐待対応件数の推移

(単位:件)

区分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
令和元年度	中央	249	155	268	7	0	171	115	3	0	1	0	0	356	2	321	7	25	1,680
	西部	0	2	10	187	191	1	1	1	63	501	406	4	4	0	0	0	13	1,384
	東部	0	0	1	0	0	0	0	113	0	0	1	217	0	307	5	177	7	828
	計	249	157	279	194	191	172	116	117	63	502	407	221	360	309	326	184	45	3,892
2年度	中央	249	137	334	1	1	147	119	3	1	1	0	0	358	1	275	4	13	1,644
	西部	1	0	2	225	202	1	0	0	80	470	449	1	0	0	0	0	5	1,436
	東部	0	0	0	0	0	0	1	99	0	1	2	219	0	272	2	186	3	785
	計	250	137	336	226	203	148	120	102	81	472	451	220	358	273	277	190	21	3,865
3年度	中央	258	140	319	1	2	141	92	0	2	3	1	0	328	1	320	0	7	1,615
	西部	2	0	1	162	173	5	0	0	79	469	373	1	1	1	1	1	12	1,281
	東部	1	0	0	0	0	0	0	104	0	0	2	248	0	306	0	170	8	839
	計	261	140	320	163	175	146	92	104	81	472	376	249	329	308	321	171	27	3,735
4年度	中央	215	145	289	0	3	138	122	1	2	0	0	0	270	2	280	4	24	1,495
	西部	0	1	2	148	101	0	0	1	76	325	241	1	1	0	0	0	15	912
	東部	0	0	1	0	0	0	0	49	0	0	2	190	0	283	0	155	2	682
	計	215	146	292	148	104	138	122	51	78	325	243	191	271	285	280	159	41	3,089
5年度	中央	225	139	329	1	1	143	136	0	1	6	0	0	282	0	329	2	20	1,614
	西部	0	2	2	187	166	1	0	1	64	432	265	1	2	1	2	1	9	1,136
	東部	0	0	0	2	0	1	0	79	0	1	0	169	2	314	0	168	4	740
	計	225	141	331	190	167	145	136	80	65	439	265	170	286	315	331	171	33	3,490
6年度	中央	247	139	359	2	2	108	144	3	2	1	0	0	328	0	233	0	6	1,574
	西部	1	0	2	167	158	1	0	1	64	393	364	4	1	2	0	0	13	1,171
	東部	0	0	0	0	0	0	4	64	0	0	0	202	0	179	0	176	1	626
	計	248	139	361	169	160	109	148	68	66	394	364	206	329	181	233	176	20	3,371

注：その他は、管外、住所不定・不明など

## 8

## 一時保護の状況

一時保護所は、子どもを好ましくない環境から保護したり、短期の入所による指導や行動観察を行ったりすることを目的として、次のような子どもを保護している。

- 保護者の家出・死亡・疾病等により、家庭での養育が困難な子ども
- 棄児・迷子・被虐待児等環境的な問題のある子ども
- 窃盗・恐かつ等触法行為のある又は、将来そのおそれのある子ども
- 家出・乱暴・不登校等の問題行動のある子ども

入所中は、児童指導員や保育士が生活指導・学習指導・保育にあたるほか、児童福祉司や児童心理司、医師や看護師等の職員が協力して指導にあたる。学齢児は、午前中基礎学力を身につけることを目的とした学習をし、午後は体育、レクリエーションといった集団活動を中心に行っている。学齢に満たない子どもについては、食事、排泄等の基本的な生活習慣を身につけるよう援助している。

子どもが乳幼児の場合は、専門的なケアが必要であることから乳児院に委託して一時保護を行っており、学齢児も一時保護所の定員が満床の場合には児童養護施設へ委託一時保護を行う等、適切に一時保護が行われるよう配慮している。

### (1) 一時保護所

#### ① 一時保護所の受付及び対応件数

令和6年度の全児相の一時保護所の受付（入所）人数は、1,250人であり、そのうち虐待相談が59.1%を占めている。

区分	管轄	前年度末	受付（年度中）					対応（年度中）							前継続保護		
			5歳	6歳	12歳	15歳以上	計	児童福祉施設入所	里親委託	他機関移送	家庭裁判送致	帰宅	その他	計	延べ日数		
			歳	歳	歳	歳											
養護	児童虐待	中央	20	63	145	83	52	343	2	2	29	0	199	109	341	7,343	22
		西部	16	29	98	55	46	228	8	1	24	1	156	42	232	4,428	12
		東部	12	30	71	43	24	168	8	6	5	0	109	34	162	4,779	18
		計	48	122	314	181	122	739	18	9	58	1	464	185	735	16,550	52
	その他	中央	5	16	47	48	48	159	2	0	14	2	99	43	160	2,171	4
		西部	5	23	41	30	34	128	4	0	17	0	82	27	130	2,204	3
		東部	2	6	19	22	15	62	2	1	6	0	39	15	63	1,304	1
		計	12	45	107	100	97	349	8	1	37	2	220	85	353	5,679	8
障害	障害	中央	0	0	1	0	3	4	0	0	0	0	4	0	4	28	0
		西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	1	0	3	4	0	0	0	0	4	0	4	28	0
非行	非行	中央	2	0	1	24	33	58	2	0	26	1	20	8	57	647	3
		西部	2	0	3	11	24	38	1	0	20	0	15	3	39	542	1
		東部	0	0	3	9	13	25	0	0	2	0	20	2	24	510	1
		計	4	0	7	44	70	121	3	0	48	1	55	13	120	1,699	5
育成等	育成等	中央	2	0	0	2	0	2	0	0	1	0	2	1	4	208	0
		西部	1	0	5	3	5	13	0	0	2	0	8	1	11	143	3
		東部	2	0	1	10	11	22	1	0	2	0	16	4	23	488	1
		計	5	0	6	15	16	37	1	0	5	0	26	6	38	839	4
人数合計	人数合計	中央	29	79	194	157	136	566	6	2	70	3	324	161	566	10,397	29
		西部	24	52	147	99	109	407	13	1	63	1	261	73	412	7,317	19
		東部	16	36	94	84	63	277	11	7	15	0	184	55	272	7,081	21
		計	69	167	435	340	308	1,250	30	10	148	4	769	289	1,250	24,795	69
延べ日数合計	延べ日数合計	中央						780	20	376	6	4,091	5,124	10,397			
		西部						1,200	82	527	46	3,828	1,634	7,317			
		東部						1,372	98	91	0	3,594	1,926	7,081			
		計						3,352	200	994	52	11,513	8,684	24,795			

## (2) 委託一時保護

### ① 委託一時保護の受付及び対応件数

(単位：人・日)

区分	管轄	前年度末 継続保護	受付(年度中)						対応(年度中)						前年度末 継続保護	
			5歳	6歳	12歳	15歳以上	計	児童福祉施設入所	里親委託	他機関移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計		
養護	児童虐待	中央	35	115	56	25	56	252	39	6	33	0	82	90	250	15,043 37
		西部	21	37	31	12	29	109	9	5	20	0	39	42	115	5,161 15
		東部	1	30	30	20	11	91	14	4	23	0	28	17	86	2,555 6
		計	57	182	117	57	96	452	62	15	76	0	149	149	451	22,759 58
	その他	中央	10	64	21	12	13	110	13	10	10	0	34	43	110	6,401 10
		西部	18	90	16	5	26	137	21	6	18	2	44	48	139	6,602 16
		東部	0	35	20	7	6	68	12	2	9	0	23	17	63	1,827 5
		計	28	189	57	24	45	315	46	18	37	2	101	108	312	14,830 31
障害	障害	中央	2	15	2	0	5	22	1	0	1	0	20	0	22	303 2
		西部	4	1	4	1	1	7	2	0	0	0	7	2	11	1,173 0
		東部	2	0	2	4	3	9	3	0	1	0	4	2	10	375 1
		計	8	16	8	5	9	38	6	0	2	0	31	4	43	1,851 3
	非行	中央	4	0	0	7	6	13	1	0	4	1	3	6	15	1,256 2
育成等	育成等	西部	0	0	0	1	5	6	0	0	2	0	4	0	6	133 0
		東部	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	1	1	2	167 1
		計	4	0	0	9	13	22	1	0	6	1	8	7	23	1,556 3
		中央	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	280 1
	人數合計	西部	0	0	1	2	0	3	1	1	1	0	0	0	3	121 0
		東部	0	0	0	2	6	8	0	0	1	0	6	0	7	273 1
		計	1	0	1	5	6	12	2	1	2	0	6	0	11	674 2
人數合計	中央	中央	52	194	79	45	80	398	55	16	48	1	139	139	398	23,283 52
		西部	43	128	52	21	61	262	33	12	41	2	94	92	274	13,190 31
		東部	3	65	52	34	28	179	29	6	34	0	62	37	168	5,197 14
		計	98	387	183	100	169	839	117	34	123	3	295	268	840	41,670 97

### ② 委託一時保護（委託先別）の対応件数

(単位：人・日)

区分	管轄	委託解除(年度中)								里親	その他	計	延べ日数
		警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理施設	障害児施設	その他の施設	施設				
養護	児童虐待	中央	0	61	44	0	0	7	6	60	72	250	15,043
		西部	0	16	16	0	0	4	0	34	45	115	5,161
		東部	0	28	10	0	0	3	0	25	20	86	2,555
		計	0	105	70	0	0	14	6	119	137	451	22,759
	その他	中央	0	14	24	0	0	4	1	37	30	110	6,401
		西部	0	11	47	0	0	5	0	39	37	139	6,602
		東部	0	10	10	0	0	10	0	19	14	63	1,827
		計	0	35	81	0	0	19	1	95	81	312	14,830
障害	障害	中央	0	0	0	0	0	18	0	0	4	22	303
		西部	0	0	0	0	0	8	0	0	3	11	1,173
		東部	1	0	0	0	0	5	0	0	4	10	375
		計	1	0	0	0	0	31	0	0	11	43	1,851
	非行	中央	0	1	0	0	1	0	0	0	13	15	1,256
育成等	育成等	西部	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	133
		東部	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	167
		計	0	1	0	0	1	0	0	0	21	23	1,556
		中央	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	280
	人數合計	西部	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	121
		東部	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	273
		計	0	0	0	0	0	0	0	2	9	11	674
延べ日数合計	中央	中央	0	76	68	0	1	29	7	97	120	398	23,283
		西部	0	27	63	0	0	17	0	75	92	274	13,190
		東部	1	38	20	0	0	18	0	44	47	168	5,197
		計	1	141	151	0	1	64	7	216	259	840	41,670
	延べ日数合計	中央	0	6,739	2,927	0	2	507	375	1,786	10,947	23,283	
		西部	0	1,246	3,691	0	0	1,338	0	1,224	5,691	13,190	
		東部	2	997	951	0	0	573	0	711	1,963	5,197	
		計	2	8,982	7,569	0	2	2,418	375	3,721	18,601	41,670	

### (3) 1人あたりの平均日数及び1日あたりの平均人数

(単位：人・日)

区分			一時保護所				委託一時保護				合計			
			中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計
養護	児童虐待	人 数	343	228	168	739	252	109	91	452	595	337	259	1,191
		日 数	7,343	4,428	4,779	16,550	15,043	5,161	2,555	22,759	22,386	9,589	7,334	39,309
		平均日数	21.4	19.4	28.4	22.4	59.7	47.3	28.1	50.4	37.6	28.5	28.3	33.0
		1日人数	20.1	12.1	13.1	45.3	41.2	14.1	7.0	62.4	61.3	26.3	20.1	107.7
	その他	人 数	159	128	62	349	110	137	68	315	269	265	130	664
		日 数	2,171	2,204	1,304	5,679	6,401	6,602	1,827	14,830	8,572	8,806	3,131	20,509
		平均日数	13.7	17.2	21.0	16.3	58.2	48.2	26.9	47.1	31.9	33.2	24.1	30.9
		1日人数	5.9	6.0	3.6	15.6	17.5	18.1	5.0	40.6	23.5	24.1	8.6	56.2
障害	人 数	4	0	0	4	22	7	9	38	26	7	9	42	
	日 数	28	0	0	28	303	1,173	375	1,851	331	1,173	375	1,879	
	平均日数	7.0	#DIV/0!	#DIV/0!	7.0	13.8	167.6	41.7	48.7	12.7	167.6	41.7	44.7	
	1日人数	0.1	0.0	0.0	0.1	0.8	3.2	1.0	5.1	0.9	3.2	1.0	5.1	
非行	人 数	58	38	25	121	13	6	3	22	71	44	28	143	
	日 数	647	542	510	1,699	1,256	133	167	1,556	1,903	675	677	3,255	
	平均日数	11.2	14.3	20.4	14.0	96.6	22.2	55.7	70.7	26.8	15.3	24.2	22.8	
	1日人数	1.8	1.5	1.4	4.7	3.4	0.4	0.5	4.3	5.2	1.8	1.9	8.9	
育成等	人 数	2	13	22	37	1	3	8	12	3	16	30	49	
	日 数	208	143	488	839	280	121	273	674	488	264	761	1,513	
	平均日数	104.0	11.0	22.2	22.7	280.0	40.3	34.1	56.2	162.7	16.5	25.4	30.9	
	1日人数	0.6	0.4	1.3	2.3	0.8	0.3	0.7	1.8	1.3	0.7	2.1	4.1	
合計	人 数	566	407	277	1,250	398	262	179	839	964	669	456	2,089	
	日 数	10,397	7,317	7,081	24,795	23,283	13,190	5,197	41,670	33,680	20,507	12,278	66,465	
	平均日数	18.4	18.0	25.6	19.8	58.5	50.3	29.0	49.7	34.9	30.7	26.9	31.8	
	1日人数	28.5	20.0	19.4	67.9	63.8	36.1	14.2	114.2	92.3	56.2	33.6	182.1	

### (4) 1人あたりの平均日数及び1日あたりの平均人数の推移

(単位：人・日)

区分			一時保護所				委託一時保護				合計			
			中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計
2年度	人 数	422	394	230	1,046	191	132	97	420	613	526	327	1,466	
		日 数	10,637	6,998	6,051	23,686	16,526	4,652	3,527	24,705	27,163	11,650	9,578	48,391
		平均日数	25.2	17.8	26.3	22.6	86.5	35.2	36.4	58.8	44.3	22.1	29.3	33.0
		1日人数	29.1	19.2	16.6	64.9	45.3	12.7	9.7	67.7	74.4	31.9	26.2	132.6
3年度	人 数	493	379	263	1,135	311	269	113	693	804	648	376	1,828	
		日 数	9,239	8,080	7,027	24,346	15,116	9,528	3,400	28,044	24,355	17,608	10,427	52,390
		平均日数	18.7	21.3	26.7	21.5	48.6	35.4	30.1	40.5	30.3	27.2	27.7	28.7
		1日人数	25.3	22.1	19.3	66.7	41.4	26.1	9.3	76.8	66.7	48.2	28.6	143.5
4年度	人 数	478	405	255	1,138	346	243	117	706	824	648	372	1,844	
		日 数	10,209	7,787	7,628	25,624	15,039	11,243	4,117	30,399	25,248	19,030	11,745	56,023
		平均日数	21.4	19.2	29.9	22.5	43.5	46.3	35.2	43.1	30.6	29.4	31.6	30.4
		1日人数	28.0	21.3	20.9	70.2	41.2	30.8	11.3	83.3	69.2	52.1	32.2	153.5
5年度	人 数	549	433	271	1,253	446	248	94	788	995	681	365	2,041	
		日 数	9,474	8,168	8,008	25,650	18,315	13,381	3,447	35,143	27,789	21,549	11,455	60,793
		平均日数	17.3	18.9	29.5	20.5	41.1	54.0	36.7	44.6	27.9	31.6	31.4	29.8
		1日人数	25.9	22.3	21.9	70.1	50.0	36.6	9.4	96.0	75.9	58.9	31.3	166.1
6年度	人 数	566	407	277	1,250	398	262	179	839	964	669	456	2,089	
		日 数	10,397	7,317	7,081	24,795	23,283	13,190	5,197	41,670	33,680	20,507	12,278	66,465
		平均日数	18.4	18.0	25.6	19.8	58.5	50.3	29.0	49.7	34.9	30.7	26.9	31.8
		1日人数	28.5	20.0	19.4	67.9	63.8	36.1	14.2	114.2	92.3	56.2	33.6	182.1

# 9 児童虐待に対する司法的対応

## 1 児童虐待に対する司法的対応等の推移

### (1) 施設入所承認請求

保護者が子どもを虐待するなどにより、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を侵害するため、施設入所措置が必要と判断される場合において、親権者が施設入所措置を拒否する意思表示をしている場合であっても、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得て、施設入所措置をとることができる。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
中央	10 (7)	13 (3)	8 (4)	2 (1)	6 (1)
西部	10 (3)	0 (0)	10 (3)	4 (4)	3 (1)
東部	0 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (1)
計	20 (10)	13 (3)	20 (7)	9 (5)	11 (3)

注1：28年度までは新規の件数のみ計上していたが、29年度からは新規に加え更新を含めた件数を計上している。

注2：( )内は、更新件数の再掲

### (2) 出頭要求

児童虐待が行われているおそれがあり、児童相談所や関係機関の家庭訪問に応じない等、長期間子どもの安全を目視、現認できない事例について、保護者に対し子どもを同伴して児童相談所等に出頭することを文書で求めるもの。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
中央	12 (2)	4 (0)	4 (0)	5 (0)	4 (0)
西部	0 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
東部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	12 (2)	7 (0)	6 (0)	7 (0)	6 (0)

注：( )内は、再出頭要求の再掲

### (3) 立入調査

保護者が出頭要求に応じない場合、子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査等を行うもの。なお、身体的虐待やネグレクトケースで生命に関わる重大な事態に至ることが予見される場合には、出頭要求を経ることなく、立入調査を実施することも可能となっている。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
中央	0	2	2	0	0
西部	0	0	4	0	0
東部	0	3	0	0	0
計	0	5	6	0	0

### (4) 警察への援助要請

児童虐待については、緊急の通報への対応、児童相談所への虐待通告など警察と児童相談所が連携してあたることが重要であり、以前から保護者対応、立ち入り調査などについて愛知県警察と協力しており、今後もより緊密な連携を行うもの。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
中央	4	0	3	1	1
西部	5	1	0	0	0
東部	6	4	2	0	0
計	15	5	5	1	1

# 10 家庭裁判所送致

## 1 家庭裁判所送致の推移

児童相談所は触法少年及びぐ犯少年を家庭裁判所の審判に付すことが適當と判断した場合や、子どもの行動自由の制限を行うことがやむを得ないと判断した場合には、家庭裁判所への送致を行っている。また、家庭裁判所が調査、審判した結果、児童に児童福祉法上の措置が適當と認めるときは家庭裁判所から児童相談所長への送致が行われる。

### (1) 家庭裁判所からの送致

区分		管轄	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ぐ 犯	中央			1			
	西部						
	東部					1	
	計			1		1	
窃 盜	中央						
	西部				1	1	1
	東部						
	計				1	1	1
暴行・傷害	中央						
	西部						
	東部						
	計						
恐 喝	中央						
	西部						
	東部						
	計						
占有離脱物横領	中央						
	西部						
	東部						
	計						
建造物侵入	中央						
	西部						
	東部						
	計						
その他の	中央	1				1	
	西部				1		1
	東部	1				1	
	計	2			1	2	1
合 計	中央	1	1			1	
	西部				2	1	2
	東部	1	1		1		
	計	2	2		3	2	2

### (2) 児童相談所から家庭裁判所への送致

区分		管轄	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童福祉法 第27条1項4号	中央	1	1	2	3		
	西部	1		1			3
	東部	2	2		2	1	
	計	4	3	3	5	4	
児童福祉法 第27条の3	中央			1			
	西部			1			
	東部			1			
	計				3		

注1：児童福祉法第27条1項4号：触法少年及びぐ犯少年を家庭裁判所の審判に付することが適當と認められる場合に行う。

注2：児童福祉法第27条の3：児童自立支援施設入所中等の子どもの行動自由の制限を行うことがやむを得ない事情があると認められる場合に行う。

# 11 措置の状況

## 1 措置の状況

### (1) 施設措置の状況

児童福祉法第27条第1項第3号に基づき、家庭での生活が困難と判断される子どもを児童福祉施設等に入所させ、適切な援助を行っている。

#### ① 措置児童の入退所別人数の推移

(単位：人)

区分		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
乳児院	入所	36		32		45		45		49	
	退所	48		35		41		36		39	
児童養護施設	入所	94		151		113		94		108	
	退所	121		134		103		123		127	
児童心理治療施設	入所	19		13		14		16		13	
	退所	13		17		17		18		9	
児童自立支援施設	入所	14		12		9		19		11	
	退所	17		12		14		0		12	
里親	入所	34		43		48		45		49	
	退所	26		31		31		31		29	
委託 ファミリー ホーム	入所	6		12		16		16		20	
	退所	3		4		6		6		11	
自立援助ホーム	入所	9		12		11		5		7	
	退所	11		9		9		6		7	
計	入所	211		281		256		256		257	
	退所	239		246		221		221		234	

#### ② 措置児童の年齢別人数

各施設に在籍する子どもの年齢別内訳は、次のとおりである。

(単位：人)

区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
乳児院		20	27	6	4															57	
児童養護施設			6	17	25	18	25	27	33	32	44	45	40	48	40	42	45	36	21	544	
児童心理治療施設									1	2	4	5	5	8	6	2				33	
児童自立支援施設											1	3	3	2	1					10	
里親	里親	17	9	4	11	12	12	6	6	5	7	3	10	8	6	8	6	8	6	151	
委託	ファミリー ホーム			1	3	1	2	7	3	3	3	4	4	4	6	4	3	3	1	55	
自立援助ホーム																				0	
計		37	36	17	35	38	32	38	36	42	44	54	65	60	69	62	55	56	45	29	850

注:令和7年3月31日現在

## (2) 児童養護施設等措置児童（中学生）の進路状況

令和5年度に中学校を卒業した措置児童の進路は、次のとおりである。

(単位：人、%)

区分	卒業児童数	退所児童							在籍児童							進学(再掲)									
		就職		進学			公立職業訓練・各種学校	専修・各種学校の計	進学			公立職業訓練・各種学校	就業者	無業者	計	進学した児童数	進学率								
		全日制		定時制通信制					全日制																
		就職のみ	定時制へ進学	国公立校	私立校	国公立校			国公立校	私立校	国公立校														
児童養護施設	41			1				1		2	6	17	1	1	1	4	9	39 41 100.0%							
児童自立支援施設	2			2						2								2 100.0%							
児童心理治療施設	1			1						1								1 100.0%							
里親	10									1	4				1	4		10 10 100.0%							
計	54			4				1		5	7	21	1	1	1	5	13	49 54 100.0%							

## (3) 児童養護施設等措置児童（高校生）の進路状況

令和5年度に高等学校を卒業した措置児童の進路は、次のとおりである。

(単位：人、%)

区分	大学	短大	専門学校	就職	職業訓練校	その他	計	進学(再掲)	
								児童数	進学率
措置継続	6	1	2	6		3	18	9	50.0%
家庭引取				1			1		
寮	2			3			5	2	40.0%
住み込み				2			2		
アパート	5		8	4			17	13	76.5%
施設利用	1			9		2	12	1	8.3%
その他	1		1	2			4	2	50.0%
計	15	1	11	27		5	59	27	45.8%

## 2 里親委託の状況

里親制度は、児童福祉法に基づいた制度で社会的養護の一環として、里親として認定された者に子どもの養育を依頼する制度であり、次の種類がある。

養育里親	養子縁組里親
様々な理由により、家庭で生活することができない子どもを、家庭に戻れるようになるまでの間、または、自立するか18歳（場合によっては20歳）になるまでの間、養育するもの	様々な理由により、家庭で生活することができない子どもを、養子縁組によって養親となることを前提に養育するもの
専門里親	親族里親
虐待等により心に傷を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども、障害がある子どもを専門的な知識と技能を用いて、原則2年以内の期限で養育するもの 養育里親として、3年以上の委託児童の養育経験などが必要	両親、その他養育する者が死亡、行方不明等の状態となつた子どもを、扶養義務のある親族が里親となって養育するもの

### (1) 登録里親数の推移

(単位：世帯)

区分	新規登録（年度中）					登録取消 (年度中)	里親登録数 (年度末現在)
	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計 (世帯実数)		
2年度	14 (4)	1	16 (4)	0	26	8	232
3年度	26 (7)	3	35 (7)	1	53	12	273
4年度	36 (8)	2	26 (8)	2	61	11	320
5年度	33 (8)	4	30 (8)	0	(50)	16	354
6年度	31 (12)	0	27 (12)	2	(48)	15	387

注：( ) 内は、養育里親と養子縁組希望里親を重複して登録している人数

### (2) 里親委託児童数の推移

(単位：人)

区分	新規または措置変更により委託された児童数（年度中）					解除 (年度中)	委託児童数 (年度末現在)
	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計		
2年度	22		12		34	26	95
3年度	25	2	15	1	43	31	107
4年度	27	2	13	6	48	31	123
5年度	30	1	10	1	42	36	129
6年度	27	0	2	19	48	28	149

### (3) 里親委託児童数の詳細

(単位：人)

区分	新規または措置変更により委託された児童数				措置を解除または変更された児童数（年度中）									年度末現在委託児童数		
					解除					変更						
	児童福祉施設から	家庭から	その他の	計	養子縁組		満年	就職	その他の	計	児童福祉施設入所	他の里親に委託	その他の	計		
区分					家庭引き取り	通別										
2年度	11	11	12	34	5		10	2	4	2	23	2		1	3	95
3年度	19	16	8	43	1		13	1		3	18	5	3	5	13	107
4年度	12	31	5	48	2		11	2	1	6	22	2		7	9	123
5年度	22	17	2	41	5		13	6	1	2	27	2	1	0	3	129
6年度	22	21	5	48	5		8	2	1	3	20	4	2	2	8	149

### (4) 里親等委託率の推移

(単位：人、%)

区分	① 里親等委託児童数		② 乳児院入所児童数	③ 児童養護施設入所児童数	④ 計 (① + ② + ③)	⑤ 里親等委託率 (① / ④)
	ファミリーホーム (再掲)					
2年度	118	6カ所 ( 23 )	48	562	728	16.21%
3年度	138	8カ所 ( 31 )	43	584	765	18.04%
4年度	164	10カ所 ( 41 )	40	580	784	20.92%
5年度	178	13カ所 ( 49 )	50	563	791	22.50%
6年度	206	14カ所 ( 57 )	57	544	807	25.53%

# 12 各種事業及び体制強化

## 1 虐待に関する事業

### (1) 市民啓発

区分	主な内容
児童虐待防止推進月間(5月及び11月)	広報なごやへの掲載、オレンジリボンキャンペーン実施
	一般市民向けリーフレット
	市内小学校1・2年生向けリーフレット
	市内小学校3年生から中学校3年生向け啓発カード
	子育て応援カード
各種リーフレット等の発行	学校職員用リーフレット
	医療関係者用リーフレット
	児童委員・主任児童委員用リーフレット
	保育所・幼稚園職員用リーフレット
	医療機関用子どもの虐待防止マニュアル『事例から学ぶ虐待防止ネットワーク』

### (2) 電話相談事業（なごやっ子 SOS）

家庭等の悩み、問題等のなかで、主に子どもへの虐待に係るものに対し、電話の持つ即時性、匿名性、簡便性の機能を活用し、早期に適切な援助を行うことを目的として平成9年5月から平日昼間の電話相談事業「なごやっ子 SOS」開始し、平成13年4月20日から休日夜間の電話相談事業「休日・夜間子ども虐待電話相談」を開始した。平成25年6月1日からは、「なごやっ子 SOS」と「休日・夜間子ども虐待電話相談」を統合し、24時間体制の電話相談窓口（電話 052-761-4152）として開始した。

(単位：件)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	5,370 ( 152 ) 【 27 】	5,583 ( 90 ) 【 14 】	5,382 ( 85 ) 【 12 】	6,259 ( 53 ) 【 16 】	6,269 ( 38 ) 【 10 】
うち平日昼間	1,115 ( 28 ) 【 19 】	1,254 ( 21 ) 【 12 】	1,354 ( 19 ) 【 6 】	1,540 ( 15 ) 【 8 】	1,520 ( 14 ) 【 4 】
うち休日夜間 (休日夜間子ども相談)	4,255 ( 124 ) 【 8 】	4,329 ( 69 ) 【 2 】	4,028 ( 66 ) 【 6 】	4,719 ( 38 ) 【 8 】	4,709 ( 24 ) 【 6 】

注1：休日夜間虐待相談事業は平成25年5月末で事業終了

注2：下段（ ）内の数字は、主訴が虐待に関する相談、【 】内の数字は、児童相談所へ通告した件数

### (3) SNS相談事業（親子のための相談 LINE）

様々な児童相談にリアルタイムで対応するとともに、児童虐待通告に迅速かつ確実に対応するため、令和5年2月からSNSを活用した相談支援を開始した。

(単位：件)

区分	4年度	5年度	6年度
相談件数	26 ( 11 )	466 ( 28 )	1,114 ( 33 )

注1：実績の下段（ ）内は、主訴が虐待に関する相談

注2：令和4年度は令和5年2月～3月の件数

#### (4) Eメールによる相談受付事業

児童相談所における児童虐待相談について、より相談しやすい体制を整えるため、従来実施している来所相談や電話相談に加えEメールでの相談受付を実施している。

(単位：件)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総数	120	88	98	147	105
虐待再掲	117	81	89	126	94

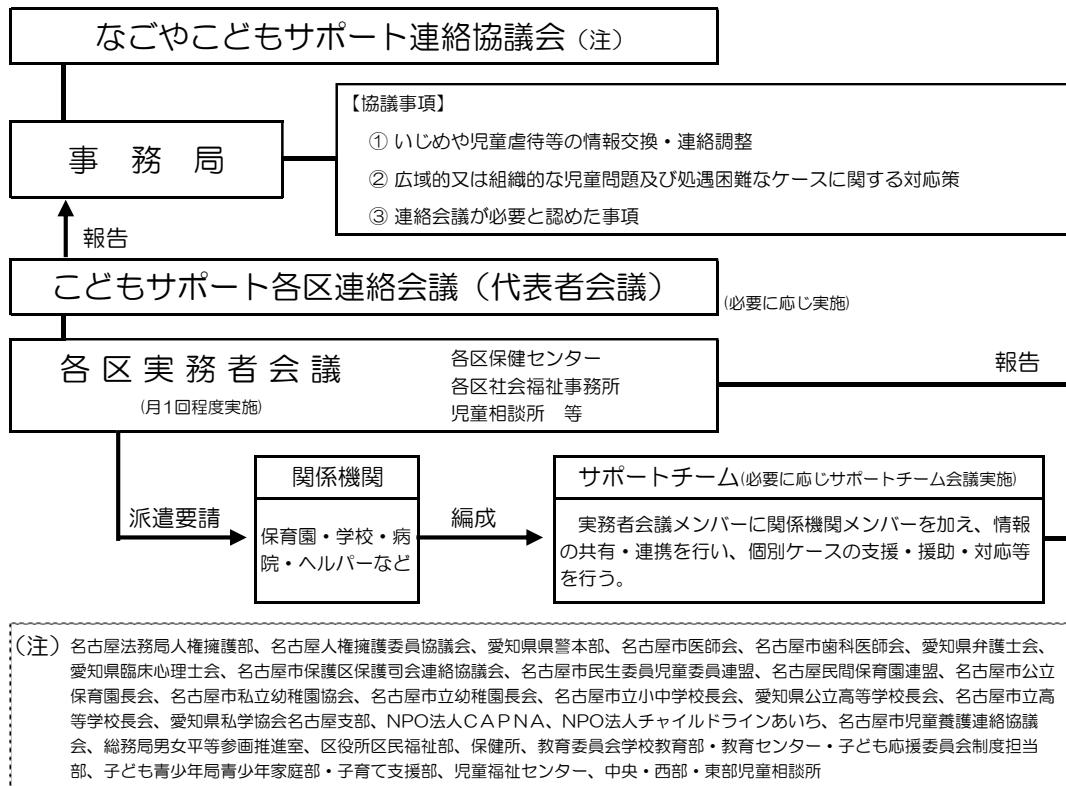
#### (5) なごやこどもサポート連絡会議（市及び各区）

いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉に関する諸問題について、情報交換、連絡調整及び個別ケースに関する対応策などの協議を目的として、なごやこどもサポート連絡協議会が設置されている（事務局：子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課）。

また、各区民福祉部民生子ども課が調整機関となって、なごやこどもサポート区連絡会議を設置し、①いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉に関する諸問題についての情報交換及び連絡調整、②個別ケースについての対応策及び事例研究、③その他児童問題に関することで区連絡会議が必要と認めた事項を協議している。区連絡会議は、代表者会議、実務者会議、サポートチーム会議の三層で実施されている。

なごやこどもサポート連絡会議の相関図は、図-2のとおりである。

図-2 なごやこどもサポート連絡会議（相関図）



## (6) 施設内グループ指導

当所では、児童福祉施設（以下施設という）に入所している被虐待児の支援の一環として施設と連携し施設内グループワークを平成23年度から開始した。趣旨は、被虐待児の発達援助である。施設職員との連携の強化、及び児相、施設職員の研修的位置づけも兼ねている。被虐待児は安定した人間関係の体験が乏しく、対人発達が遅れている。施設入所後にその発達の過程として、大人へのため試し行為や虐待の再現、トラウマ反応など様々な行動やトラブルを起こす可能性が高く、個々に抱えているテーマは情緒面、親子関係の構築など含め多岐にわたる。そのため、グループワークにおいて非日常の大との関係を体験し、グループ活動の活用を通じて対人発達の援助を図るとともに、日常の施設の職員との関係構築に役立てるなどその連携を図ることで有機的に子どもたちの成長のサポート機能が發揮できるようにすることを目的としている。1か月に1度程度、高校生・中学生・小学生グループ子ども5～10人の集団を対象に実施している。また施設全員との振り返り（ケース協議）を年に二回実施し子どもへの支援と職員の関りへの支援につなげている。

スタッフは児相の児童心理司、児童福祉司、施設の職員（様々な職種）で構成する。

2施設（2グループ）から始め、実績数は下記の表のとおり。内容はその都度状況に合わせて実施する。遊び、スポーツ、工作など。そのニーズに合わせていくため、性教育などの心理教育プログラムを実施する場合もある。平成29年度からはNPO名古屋おやこセンターの協力も得て年数回ではあるが、ダンスやマジックなどもメニューに入っている。

（単位：人）

年度	実施施設数（グループ数）	参加児童延べ人数
2年度	6 (12)	730
3年度	6 (12)	689
4年度	4 (11)	888
5年度	4 (12)	815
6年度	3 (9)	528

## 2 児童・家庭への支援

### (1) ひきこもり・不登校児童支援事業

平成3年度に国から「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル実施要綱」が示され、本市においても平成4年度から「名古屋市ひきこもり・不登校児童対策事業」を開始した。

#### a あそびっこ事業

##### (ア) あそびっこ事業

「ふれあい心の友訪問援助事業（あそびっこ事業）」は、家庭にひきこもって不登校状態になっている子どもや、友達付き合いが苦手な子ども等に、比較的年齢の近い、大学生や若手の社会人等の有償ボランティアを派遣する制度である。また名称について発足当

初は「メンタルフレンド事業」として運営してきたが、近年の受付相談ケースの推移とそれを反映した援助活動のニーズに応じた派遣状況から平成 19 年度より、「子どもを育てるここと」をより焦点化するという意図を込め「あそびっこ事業」と改称した。

#### (イ) 活動の目的及び内容

目的は、子どもの良き話し相手・理解者として子どもとふれあい、子どもの社会性や自主性を伸ばし、福祉の向上を図ることである。活動の内容について特に制限は無く、子どもに合わせて活動を展開することを基本としている。具体的には家庭訪問や手紙でのやりとり、外出でおしゃべりをしたり、ゲームをしたり、本を読んだり、公園で遊んだり、工作や料理など、さまざまな場面を想定している。

#### (ウ) あそびっこの募集

年 3 回、研修会に合わせて「広報なごや」「名古屋市ウェブサイト」特定非営利法人ボラみみより情報局運営「ボラみみ」、名古屋市社会福祉協議会の「なごやボラねっと」に募集案内の掲載をしている。

また、愛知県内にある大学等には募集ポスターの掲示を呼びかけている。

応募者は研修を経て、選考後 1 年間登録される。希望者は 2 年目以降も毎年 4 月に登録することとなっている。

#### (エ) あそびっこの研修

年 3 回、2 日間の研修会を実施している。研修内容は、児童相談所の説明、公的ボランティアの心構え、人とふれあうこと・感じること・その心のありよう・自分を知ることなどの基本的な対人援助に関すること及び派遣ボランティアの事例検討会などである。

#### (オ) 近年のあそびっこ派遣の状況と今後の課題

ひきこもり・不登校児童対策として始まった事業であるが、近年の受付相談件数における相談事由の割合の変化から、ひきこもり・不登校児童に限定せず、さまざまな主訴でかかる子どもに対して、育ちを支える援助活動の一環として派遣している。

登録者数については、教育委員会に依頼した結果、平成 21 年にあそびっことして 2 年間派遣され活動した者に「名古屋市公立学校教員採用一次試験においての特例」が適用されたため、増加がみられた。しかし、近年は、多くの有償ボランティアがあることや令和元年から 4 年度までのコロナ禍により、応募者、登録者数、さらには訪問回数（活動回数）の減少が顕著となった。令和 5 年度は、コロナ禍が明け、前年度より登録者数が増えたことに加え、派遣件数が約 2 倍になったことで、訪問回数も 3 倍以上に增加了。

派遣児童数については、令和 2 年度からモデル事業、令和 3 年度からは名古屋市家庭訪問型相談支援事業（2 団体に委託）が導入され、その活用の増加、及びあそびっこの新規登録者の減少があり伸び悩んでいた。しかし、その事業が対象を在宅の子どもに限定していることに対し、あそびっこは子どもの状況と必要性に応じてフレキシブル派遣できる。そのことから、近年増加の著しい児童福祉施設に入所する被虐待の子どもに対する対人発達の支援は必須であり、そのニーズにこたえるべく派遣をしている。このことから派遣数と訪問数は昨年度に比べると 2 倍以上となっている。

あそびっこは登録者の多くが大学生であり、活動の頻度や時間、時期などに制限がつくことは否めない。また、必要時にすぐに派遣対応できない場合もある。しかし、その有効性からはあそびっこに期待される役割は大きく、児童への援助が必要なときに適宜派遣できる

ように登録者数の増加を図ることが必要である。かつ、そのニーズにこたえうる人材の育成も求められるため、研修出席率の増加を図り、あそびっこ自身の自己研磨の機会を増やすようにしている。加えて、啓発の面からも募集と研修は重要であるととらえており、今後も新たな人材獲得・育成の手段を検討、実施していく必要がある。

【新規派遣先児童数の推移】

(単位：人)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
養護	18	12	6	8	17
障害	0	0	0	0	0
非行	3	2	0	3	2
育成	性格行動	2	1	0	3
	不登校	0	0	0	0
計	23	15	7	11	22

## b 悠歩俱楽部

### (ア) 目的

「グループ指導事業（悠歩俱楽部）」では、ひきこもりや不登校状態等になっている社会経験の少ない子どもを対象に、所内・所外または宿泊行事におけるグループワークをとおし、子どもの自己表現の力を高め、社会性・対人発達及び協調性の向上を目的として事業の運営にあたっている。

### (イ) 活動内容

それぞれの子どもの特色に合わせて、月1～2回程度内容を工夫し実施している。

令和6年度の活動内容は以下の通りである。

所内行事：企画話し合い・レクリエーション・ゲーム大会・クリスマス会運営など

所外行事：遠足、スポーツ、ティキャンプなど

合宿行事：6年度は実施せず

### (ウ) 現状と課題

ひきこもりや不登校状態になっている子どもを対象に始まった本事業であるが、近年は性格行動や養護問題を抱えた家庭への支援となっている。主訴に関わらず、対人面や情緒面において課題を抱える様々な子どもに対して育ちを支える援助活動の一環となっており、グループでの活動を通じて体験や感情の共有をし、子どもにとっての『心の居場所』になることを意識して支援している。

また登校はできているものの対人トラブルを起こしてしまったり、対人面で上手くいかないと悩んでいる子どももいる。そういう子どもに対して、悠歩俱楽部内では、職員が児童の間に入ってコミュニケーションの手助けを行っている。積極的に参加できない子どもには、一緒に空間にいることを目標に活動をしている。子どもそれぞれがもつ特性や課題に応じて、活動内容を考えて実施している。

そうした中で認められる体験や安心した関係の中で自分自身を表現することができるようになり、対人関係が発達する。それが次のステップにつながることになっていく。

令和5年度と同様、6年度も合宿行事以外の通常の活動を開催している。

#### 【主訴・学齢別参加児童数】

(単位：人)

区分		小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	中卒	計
養護	児童虐待			1		2	6	5		14
	その他		1		2	1	3	1		8
障害										0
非行										0
育成	性格行動					2	4			6
	不登校									0
計		0	1	1	2	5	13	6	0	28

#### c 児童相談機関連絡会議

名古屋市ひきこもり・不登校対策事業実施要項に基づく「ひきこもり・不登校児童福祉教育連絡会議」として平成4年から2回開催している。参加機関は教育委員会等の公的機関をはじめ、大学病院・民間病院及び相談機関など日頃から児童相談所が連携している機関であり、各機関の機能をお互いが知り、有効に連携した相談援助活動ができる目的としている。平成25年度からは、参加機関のニーズにより事例研究をもとに意見交換を実施し、より具体的な連携を高めることができるようになっている。昨今の状況から事例は児童相談所に係属する虐待を含む様々な主訴をテーマにしている。平成28年度から子ども応援委員会に、平成30年度からは障害者機関相談支援センターに参加を呼びかけ、子どもの支援を考えるよい機会になるように努めている。

新型コロナウイルスの影響により令和2、3年度は1回のみで人数制限をしての開催とした。4年度は2回、令和5年度、令和6年度は1回開催した。

(単位：人)

年度	参加機関数	参加人数
2年度	43	64
3年度	30	36
4年度	74	80
5年度	40	60
6年度	35	60

#### (2) 家庭訪問支援事業

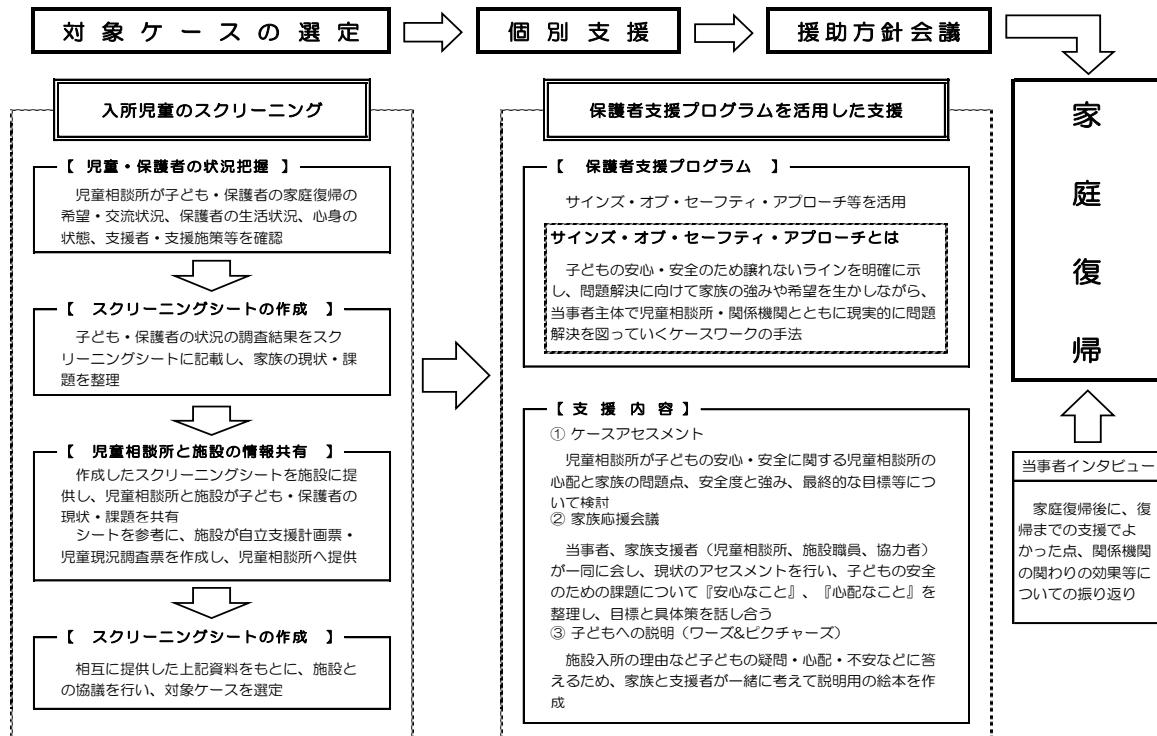
家庭訪問支援事業は、「名古屋市家庭訪問支援事業」として平成14年度から実施しており、軽度な被虐待経験等の家庭養育上の問題を抱える家庭に対して、子ども家庭支援員が訪問し、適切な相談・助言等を行い、地域における子育てのセーフティ・ネットワークの推進を図ることを目的としている。

### (3) 家庭復帰支援事業

虐待を受けた子ども等で、親子の分離が行われ児童養護施設等に入所しているケースについて、家庭復帰・親子再統合を目的とした各種プログラムを活用して保護者及び子どもへの支援を行うことにより、積極的な家庭復帰と在宅支援を推進する。

平成25年度から中央児童相談所で行った家庭復帰支援モデル事業を踏まえ、平成27年度から、中央児童相談所及び西部児童相談所に専任の主査及び家庭復帰支援員を配置し本格実施した。

#### ① 家庭復帰支援の流れ



#### ② 家庭復帰支援事業の実績

##### a 対応別件数

区分	家庭復帰	親子関係改善	変化なし	スクリーニングの結果、対象とせず	計
2年度	49	17	11	25	79
3年度	32	15	11	21	79
4年度	25	32	16	13	86
5年度	38	32	16	0	86
6年度	32	29	22	3	86

##### b 主訴別件数

区分	虐待			養護	その他	計
	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待			
2年度	28	33	12	27	2	102
3年度	14	6	32	23	4	79
4年度	10	33	11	29	3	86
5年度	12	11	29	33	1	86
6年度	14	9	34	27	2	86

## (5) 児童虐待再発防止のための保護者支援事業

児童虐待により、児童相談所が在宅で継続的に指導を行っている家庭について暴力や暴言を使わずに子どもを育てる方法などを、保護者が習得できるように支援し、児童虐待の再発防止を図る事業。平成 27 年度からのモデル実施を踏まえ、平成 29 年度から本格実施している。

### ① 事業の概要

児童相談所が継続的に指導する在宅案件に関わる家族等の中で、特に再発防止の支援が必要で、かつ、本事業による援助に同意する保護者に対し、保護者支援プログラムに精通した講師（トレーナー）が、個別指導（ロールプレイング）を全 8 回程度行う。

### ② 事業実績

(単位：件)

区分	2年度			3年度			4年度			5年度			6年度			
		中央	西部	東部		中央	西部	東部		中央	西部	東部		中央	西部	東部
実施件数	37	26	4	7	51	38	4	9	38	22	6	10	39	27	10	2
新規	20	13	3	4	42	31	3	8	20	14	4	2	35	24	9	2
継続	17	13	1	3	9	7	1	1	18	8	2	8	4	3	1	0
完了	22	14	2	6	22	21	1	0	24	15	3	6	18	10	8	0
実施結果	途中終了	6	5	1	0	11	9	1	1	10	4	2	4	5	5	0
	翌年度継続	9	7	1	1	18	8	2	8	4	3	1	0	16	12	2
														2	8	5
														2	1	

## 3 児童相談所における体制強化

### (1) 児童の安全確保を最優先とした体制強化

児童虐待問題が深刻化し、中には子どもの生命、身体に重大な危害が加えられる事例も増加しており、平成 24 年度から児童の安全確保を最優先して一時保護などの介入的援助を行う緊急介入班を設置した。主幹、主査、児童福祉司、嘱託職員と平成 23 年度から配置の派遣警察官で構成され、平成 27 年度からは配置された弁護士も主幹として対応を行った。「緊急介入班」設置後 7 年が経過し、児童相談所全体として児童の安全確保を最優先する意識・仕組みが定着し、また、緊急介入のノウハウやスキルの共有化がされた効果がみられたことから、平成 30 年度に児童相談所における総合力・機動力向上のため、緊急介入班を再編し「緊急介入・初期対応班」として各児童相談所各相談援助係に体制強化を行っている。

### (2) 警察との連携

平成 23 年度から中央、西部児童相談所に愛知県警察から現職警察官が派遣され、児童相談所業務の中で警察との連絡調整、対応困難な事例における協力など、多くの連携を行っている。令和元年度からは、各児童相談所に警察 OB を 1 名ずつ配置し、さらに中央児童相談所には現職警察官を 1 名配置する体制となっている。

### **(3) 弁護士の配置**

平成 27 年度から中央児童相談所の緊急介入班の主幹に弁護士を配置し、平成 28 年度には西部児童相談所に配置した。また、平成 30 年度には新たに開設した東部児童相談所に弁護士配置を行っている。虐待ケースの一時保護同行、児童福祉法 28 条に基づく施設入所に関する家庭裁判所への承認申立て、児童福祉法第 33 条に基づく一時保護の延長申し立てや児童相談所が行う行政処分に対する不服申立てへの弁明書作成などの法的処理、行政に対し拒否的な保護者等の困難ケースの対応等を行っている。

### **(4) 児童福祉専門員**

児童虐待への対応では、客観的な医学的所見に基づく虐待の程度の把握が必要であり、日常的な業務の中で助言・指導を必要とする場合が多いため、平成 13 年度から、法医学を専門とする医師、令和 5 年度からは小児科、脳神経外科を専門とする医師を児童福祉専門員として配置している。

### **(5) 児童虐待対応員の配置**

児童虐待ケースに関する相談、家庭訪問への同行、施設及び里親との連絡調整等、諸般の補助的業務を行う嘱託職員を平成 12 年度から配置しており、令和 6 年度は、中央児童相談所に 9 名、西部児童相談所に 6 名、東部児童相談所に 6 名の計 21 名を配置している。